

新宿区第四次男女共同参画推進計画 進捗状況調査 (令和 6 年度実績等)

子ども家庭部 男女共同参画課

第四次男女共同参画推進計画 令和6年度進捗状況調査

別紙1

No.	事業	事業概要(A)	第三次実行計画事業(B)	目標(C)		令和6年度実績(D)	(参考) 令和5年度実績(E)	令和7年度以降の取組み(予定)(G)		男女共同参画の視点でめざす効果(H)		所管部	所管
				年度	内 容			方向性	変更内容・理由等	①	②		
くともにみとめあう>目標1 多様性をみとめあう社会づくり													
(1)人権の尊重と男女共同参画を推進するために意識啓発を行います。													
①男女共同参画に向けた意識の形成													
1	男女共同参画を推進するための講座の実施	男女共同参画を推進するための啓発講座を実施します。内容によってはオンラインを活用し、区民等が参加しやすい体制を整えます。		2027	講座の満足度90%	啓発講座 19回 参加者又は申込者・参加者延べ400人 講座の満足度96%。テーマによってオンラインと対面を使い分け、区民等が参加しやすい体制を整えて実施した。	啓発講座 18回 参加者又は申込者・参加者延べ374人 講座の満足度99%。テーマによってオンラインと対面を使い分け、区民等が参加しやすい体制を整えて実施した。	A:継続して実施		ア 家庭や地域において男女共同参画意識が高まる		子ども家庭部	男女共同参画課
2	男女共同参画を目指した講演会の開催	家庭や職場における性別役割分担意識を見直す動きにつなげていくため、区民との協働により男女共同参画社会を目指すための講演会やフォーラムなどの催しを開催します。		2027	男女共同参画フォーラムの企画運営への参加者数10人	男女共同参画フォーラム「あなたの人生はもっと輝く！～思い込みを手放し、未来を広げるコソ～」参加者207人 実行委員参加人数8名	男女共同参画フォーラム「笑顔で行こう～応援してくれる人は必ずいる～」参加者301人 実行委員参加人数7名	A:継続して実施		ア 家庭や地域において男女共同参画意識が高まる		子ども家庭部	男女共同参画課
3-1	男女共同参画に関する情報提供	広報紙やホームページ等により、男女共同参画について区民にわかりやすく積極的な情報提供を行います。			-	・区公式ホームページのトップページにて、随時、男女共同参画事業について情報掲載を行ったほか、ソーシャルメディア(LINE・X(旧ツイッター)・フェイスブック・YouTube)でも男女共同参画推進に係る講座の情報等を発信した。 ・広報新宿への関連記事掲載 ・男女共同参画週間 ・男女共同参画推進センターの講座・催し ・ワーク・ライフ・バランス推進企業の支援・表彰 ・男女共同参画情報誌 ほか	・区公式ホームページのトップページにて、随時、男女共同参画事業について情報掲載を行ったほか、ソーシャルメディア(LINE・X(旧ツイッター)・フェイスブック・YouTube)でも男女共同参画推進に係る講座の情報等を発信した。 ・広報新宿への関連記事掲載 ・男女共同参画週間 ・男女共同参画推進センターの講座・催し ・ワーク・ライフ・バランス推進企業の支援・表彰 ・男女共同参画情報誌 ほか	A:継続して実施		ア 家庭や地域において男女共同参画意識が高まる		総合政策部	区政情報課
3-2	男女共同参画に関する情報提供	情報誌や広報紙・ホームページで、男女共同参画に関する国内外の情報やさまざまな施策、取り組みを紹介します。			-	・男女共同参画情報誌「ウィズ新宿」145(12ページ)、146号(20ページ) 各5,000部発行・配布した。 ・6月15日号の広報紙に男女共同参画週間(6月23日から29日)の記事を掲載し、ホームページでも周知した	・男女共同参画情報誌「ウィズ新宿」143(12ページ)、144号(20ページ) 各5,000部発行・配布した。 ・6月15日号の広報紙に男女共同参画週間(6月23日から29日)の記事を掲載し、ホームページでも周知した	A:継続して実施		ア 家庭や地域において男女共同参画意識が高まる		子ども家庭部	男女共同参画課
3-3	男女共同参画に関する情報提供	男女共同参画に関する図書などの充実を図り、貸し出しを行います。			-	新規購入 図書224冊	新規購入 図書182冊、DVD5点	A:継続して実施		ア 家庭や地域において男女共同参画意識が高まる		子ども家庭部	男女共同参画課
4-1	小中学生に向けた意識啓発の推進	小学5年生を対象に男女共同参画を考える啓発誌を発行し、男女共同参画の意識づくりを行います。			-	小学校高学年向け啓発誌「みんないきいき」の配付:2,031部	小学校高学年向け啓発誌「みんないきいき」の配付:1,972部	A:継続して実施		ア 家庭や地域において男女共同参画意識が高まる		子ども家庭部	男女共同参画課
4-2	小中学生に向けた意識啓発の推進	中学2年生を対象に男女共同参画を考える啓発誌を発行し、男女共同参画の意識啓発を進めます。			-	中学生向け啓発誌「みんなちがっていい」の配布:986部	中学生向け啓発誌「みんなちがっていい」の配布:1,085部	A:継続して実施		ア 家庭や地域において男女共同参画意識が高まる		子ども家庭部	男女共同参画課

No.	事業	事業概要(A)	第三次実行計画事業(B)	目標(C)		令和6年度実績(D)	(参考) 令和5年度実績(E)	令和7年度以降の取組み(予定)(G)		男女共同参画の視点でめざす効果(H)		所管部	所 管
				年度	内 容			方向性	変更内容・理由等	①	②		
5-1	相談事業の実施	ライフスタイルの変化等により多様化する悩みに対して、面接や電話による相談を行います。			-	・毎週月曜日から土曜日の10時～16時まで面接と電話による相談の実施 ・男性相談員による相談(面接・電話)を毎週土曜日13時～16時まで実施	・毎週月曜日から土曜日の10時～16時まで面接と電話による相談の実施 ・男性相談員による相談(面接・電話)を毎週土曜日13時～16時まで実施	A:継続して実施		ウ 性別に関係なく、人権が尊重される		子ども家庭部	男女共同参画課
5-2	相談事業の実施	相談機関相互で連携を図ります。			-	女性問題に関する相談機関連携会議を2回開催した。	女性問題に関する相談機関連携会議を2回開催した。	A:継続して実施		ウ 性別に関係なく、人権が尊重される	キ あらゆる暴力を防止することが期待できる	子ども家庭部	男女共同参画課
②メディアにおける性差別の防止													
6	広報や情報誌等を通じた男女平等の意識啓発	広報や情報誌を通して、性別による役割分担意識の解消などについて意識啓発を行います。		2027	性別役割分担意識に反対する人の割合(区政モニターアンケート) 75%	性別役割分担意識に反対する人の割合(区政モニターアンケート) 66.4%	性別役割分担意識に反対する人の割合(区政モニターアンケート) 68.6%	A:継続して実施		ウ 性別に関係なく、人権が尊重される		子ども家庭部	男女共同参画課
7-1	男女共同参画の視点からの広報、出版物についての配慮	広報紙や刊行物などの印刷物については、男女共同参画の視点に立った内容や性差別につながらない表現に努めます。			-	・印刷物の作成にあたっては、性差別につながらない表現に努めた。 ・広報紙の編集等において一方の性別に偏った視点や表現にならないように配慮した。 ・レポート等の発行及び周知用チラシの作成にあたっては、性差別につながらない表現に努めるとともに、表現方法に偏りがないか配慮した。 ・印刷物の大きさ、デザイン、色合いなどを男女ともに受け入れやすいものにした。 ・周知用チラシの内容については、男女ともに気軽に参加しやすいものにした。	・印刷物の作成にあたっては、性差別につながらない表現に努めた。 ・広報紙の編集等において一方の性別に偏った視点や表現にならないように配慮した。 ・レポート等の発行及び周知用チラシの作成にあたっては、性差別につながらない表現に努めるとともに、表現方法に偏りがないか配慮した。 ・印刷物の大きさ、デザイン、色合いなどを男女ともに受け入れやすいものにした。 ・周知用チラシの内容については、男女ともに気軽に参加しやすいものにした。	A:継続して実施		ア 家庭や地域において男女共同参画意識が高まる	ウ 性別に関係なく、人権が尊重される	総合政策部(自治創造研究所含む)	各課
7-2	男女共同参画の視点からの広報、出版物についての配慮	広報紙や刊行物などの印刷物については、男女共同参画の視点に立った内容や性差別につながらない表現に努めます。			-	冊子やチラシ等の作成に当たっては、一方の性別に偏った内容にならないよう配慮した。	冊子やチラシ等の作成に当たっては、一方の性別に偏った内容にならないよう配慮した。	A:継続して実施		オ 性別に関係なく、あらゆる分野に参画することができる		総務部(危機管理担当部含む)	各課
7-3	男女共同参画の視点からの広報、出版物についての配慮	広報紙や刊行物などの印刷物については、男女共同参画の視点に立った内容や性差別につながらない表現に努めます。			-	・性差別につながらない表現に努めた。	・性差別につながらない表現に努めた。(生涯学習スポーツ課・多文化共生推進課)	A:継続して実施		ア 家庭や地域において男女共同参画意識が高まる	ウ 性別に関係なく、人権が尊重される	地域振興部	各課
7-4	男女共同参画の視点からの広報、出版物についての配慮	広報紙や刊行物などの印刷物については、男女共同参画の視点に立った内容や性差別につながらない表現に努めます。			-	性差異にかかわらず、イベント等を実施しているため。	引き続き区主催のイベントの公告印刷物等について、男女ともに受け入れやすいものとし、性差別につながらない内容・表記となるよう配慮した。	A:継続して実施		オ 性別に関係なく、あらゆる分野に参画することができる		文化観光産業部	各課
7-5	男女共同参画の視点からの広報、出版物についての配慮	広報紙や刊行物などの印刷物については、男女共同参画の視点に立った内容や性差別につながらない表現に努めます。			-	一方の性別に偏った視点や表現や性差別につながらない表現に努めた。	一方の性別に偏った視点や表現や性差別につながらない表現に努めた。	A:継続して実施		ア 家庭や地域において男女共同参画意識が高まる		福祉部	各課

No.	事業	事業概要(A)	第三次実行計画事業(B)	目標(C)		令和6年度実績(D)	(参考) 令和5年度実績(E)	令和7年度以降の取組み(予定)(G)		男女共同参画の視点でめざす効果(H)		所管部	所管
				年度	内 容			方向性	変更内容・理由等	①	②		
7-6	男女共同参画の視点からの広報、出版物についての配慮	広報紙や刊行物などの印刷物については、男女共同参画の視点に立った内容や性差別につながらない表現に努めます。			-	・イベントの開催については、男女が参加することを前提としたポスター・チラシを作成した。 ・発行物に関しては表現に偏りがないように配慮した。 ・講座やセミナー参加者へのアンケートの性別欄に「その他()」も記載している。	・イベントの開催については、男女が参加することを前提としたポスター・チラシを作成した。 ・発行物に関しては表現に偏りがないように配慮した。 ・講座やセミナー参加者へのアンケートの性別欄に「その他()」も記載している。	A:継続して実施		ウ 性別に関係なく、人権が尊重される		子ども家庭部	各課
7-7	男女共同参画の視点からの広報、出版物についての配慮	広報紙や刊行物などの印刷物については、男女共同参画の視点に立った内容や性差別につながらない表現に努めます。			-	・パンフレット等作成時は、表現に偏りが無いよう配慮した。	・パンフレット等作成時は、表現に偏りが無いよう配慮した。	A:継続して実施		ア 家庭や地域において男女共同参画意識が高まる		健康部	各課
7-8	男女共同参画の視点からの広報、出版物についての配慮	広報紙や刊行物などの印刷物については、男女共同参画の視点に立った内容や性差別につながらない表現に努めます。			-	・広報、出版物を発行する場合は、性差における不快な表現にならないように配慮した。	・広報、出版物を発行する場合は、性差における不快な表現にならないように配慮した。	A:継続して実施		ア 家庭や地域において男女共同参画意識が高まる		みどり土木部	各課
7-9	男女共同参画の視点からの広報、出版物についての配慮	広報紙や刊行物などの印刷物については、男女共同参画の視点に立った内容や性差別につながらない表現に努めます。			-	・一方の性別に偏った視点や表現にならないよう配慮した。	・一方の性別に偏った視点や表現にならないよう配慮した。	A:継続して実施		ウ 性別に関係なく、人権が尊重される		環境清掃部	各課
7-10	男女共同参画の視点からの広報、出版物についての配慮	広報紙や刊行物などの印刷物については、男女共同参画の視点に立った内容や性差別につながらない表現に努めます。			-	・部内各課で発行する冊子等について、性差別につながる表現が無いよう配慮した。	・部内各課で発行する冊子等について、性差別につながる表現が無いよう配慮した。	A:継続して実施		ア 家庭や地域において男女共同参画意識が高まる		都市計画部	各課
7-11	男女共同参画の視点からの広報、出版物についての配慮	広報紙や刊行物などの印刷物については、男女共同参画の視点に立った内容や性差別につながらない表現に努めます。			-	・広報及び出版物の該当事項はなし	・広報及び出版物の該当事項はなし					会計室	各課
7-12	男女共同参画の視点からの広報、出版物についての配慮	広報紙や刊行物などの印刷物については、男女共同参画の視点に立った内容や性差別につながらない表現に努めます。			-	・広報物や刊行物などについては、一方の性別に偏った表現にならないよう配慮した。	・広報物や刊行物などについては、一方の性別に偏った表現にならないよう配慮した。	A:継続して実施		ウ 性別に関係なく、人権が尊重される		議会事務局	各課
7-13	男女共同参画の視点からの広報、出版物についての配慮	広報紙や刊行物などの印刷物については、男女共同参画の視点に立った内容や性差別につながらない表現に努めます。			-	・一方の性別に偏った視点や表現にならないよう配慮した。	・一方の性別に偏った視点や表現にならないよう配慮した。	A:継続して実施		ウ 性別に関係なく、人権が尊重される		監査事務局	各課
7-14	男女共同参画の視点からの広報、出版物についての配慮	広報紙や刊行物などの印刷物については、男女共同参画の視点に立った内容や性差別につながらない表現に努めます。			-	・印刷物やポスターについて性差別と捉えられる表現等はなかった。また、掲載記事についても、性の一方に偏った表現はなかった。	・印刷物やポスターについて性差別と捉えられる表現等はなかった。また、掲載記事についても、性の一方に偏った表現はなかった。	A:継続して実施		ア 家庭や地域において男女共同参画意識が高まる		選挙管理委員会	各課
7-15	男女共同参画の視点からの広報、出版物についての配慮	広報紙や刊行物などの印刷物については、男女共同参画の視点に立った内容や性差別につながらない表現に努めます。			-	・広報紙や冊子等の発行にあたっては、男女共同参画の視点や表現にならないよう配慮した。	・広報紙や冊子等の発行にあたっては、一方の性別に偏った視点や表現にならないよう配慮した。	A:継続して実施		ウ 性別に関係なく、人権が尊重される		教育委員会事務局	各課

No.	事業	事業概要(A)	第三次実行計画事業(B)	目標(C)		令和6年度実績(D)	(参考) 令和5年度実績(E)	令和7年度以降の取組み(予定)(G)		男女共同参画の視点でめざす効果(H)		所管部	所 管
				年度	内 容			方向性	変更内容・理由等	①	②		
8-1	メディア・リテラシーの向上	講座、講演会等により、メディア・リテラシーの向上を図ります。			-	・男女共同参画情報誌「ウィズ新宿」公募編集委員 編集講座 2回 ・小学校高学年向け啓発誌「みんないきいき」の配付:2,031部	・男女共同参画情報誌「ウィズ新宿」公募編集委員 編集講座 2回 ・小学校高学年向け啓発誌「みんないきいき」の配付:1,972部	A:継続して実施		ア 家庭や地域において男女共同参画意識が高まる		子ども家庭部	男女共同参画課
8-2	メディア・リテラシーの向上	コンピューター利用を推進する中で、メディア・リテラシーを含めた情報教育を実施します。			-	・夏季集中研修において、ICT・情報モラルに関する研修を実施した。 ・情報モラル教育授業支援の実施 小学生向け出前授業(小学校第5学年対象) 全29校 中学生向け出前授業(中学校第1学年対象) 全10校	・夏季集中研修において、ICT・情報モラルに関する研修を実施した。 ・情報モラル教育授業支援の実施 小学生向け出前授業(小学校第5学年対象) 全29校 中学生向け出前授業(中学校第1学年対象) 全10校	A:継続して実施		ウ 性別に関係なく、人権が尊重される	キ あらゆる暴力を防止することが期待できる	教育委員会事務局	教育指導課
③売買春等の違法行為の防止													
9-1	性にかかわる相談体制の整備	女性問題に関する相談機関連携会議を通じて、都や区、関係機関とのネットワークづくりを図ります。			-	女性問題に関する相談機関連携会議を2回開催した	女性問題に関する相談機関連携会議を2回開催した	A:継続して実施		ウ 性別に関係なく、人権が尊重される	キ あらゆる暴力を防止することが期待できる	子ども家庭部	男女共同参画課
9-2	性にかかわる相談体制の整備	女性問題に関する相談機関連携会議を通じて、都や区、関係機関とのネットワークづくりを図ります。			-	東京都婦人相談研究会参加(6人) 全国婦人相談員心理判定員研究協議会参加 関東甲信越地区婦人保護事業研究協議会書面開催 他自治体の困難女性法に対する施策の視察	東京都婦人相談研究会参加(5人) 全国婦人相談員心理判定員研究協議会参加 関東甲信越地区婦人保護事業研究協議会書面開催	A:継続して実施		カ 地域の安心・安全な生活の確保に向けて、男女共同参画の視点を導入できる		福祉部	生活福祉課
10	売買春等の違法行為防止についての意識啓発の推進	情報誌や講座等を通じて、売買春や性暴力等の違法行為の防止や違法行為を助長しかねない行為に関する意識啓発を行います。			-	性と生の講座2回 申込者延べ59名 オンライン講座として実施した。	性と生の講座2回 申込者延べ86名 オンライン講座として実施した。	A:継続して実施		ウ 性別に関係なく、人権が尊重される	キ あらゆる暴力を防止することが期待できる	子ども家庭部	男女共同参画課
11	売買春等の違法行為防止に取り組むNPOとの連携	NPO等と連携し、売買春や性暴力等の違法行為の防止や違法行為を助長しかねない行為に関する意識啓発に取り組みます。			-	関係機関と連携し、女性・子どもに対する暴力防止について、対面講座を実施。	NPOと協働で子どもや若者に取り組む性の現状やトラブルについて、オンライン講座を実施。	A:継続して実施		ウ 性別に関係なく、人権が尊重される	キ あらゆる暴力を防止することが期待できる	子ども家庭部	男女共同参画課
④男女共同参画に関する調査・研究の充実													
12-1	男女共同参画に関する意識調査の実施	男女共同参画に関する意識・実態調査を計画策定の前年度に行います。			-	-	-	A:継続して実施		ク 男女共同参画推進体制の整備・充実を図ることができる		子ども家庭部	男女共同参画課
12-2	男女共同参画に関する意識調査の実施	「男女共同参画に関する意識について」をテーマに区政モニターアンケートを実施します。		2027	「男女共同参画に関する意識について」の区政モニターアンケートの実施 年1回	区民を対象に、区政モニターアンケートにより、男女平等・男女共同参画やDVに関する意識・実態調査を実施した。	区民を対象に、区政モニターアンケートにより、男女平等・男女共同参画やDVに関する意識・実態調査を実施した。	A:継続して実施		ク 男女共同参画推進体制の整備・充実を図ることができる		子ども家庭部	男女共同参画課

No.	事業	事業概要(A)	第三次実行計画事業(B)	目標(C)		令和6年度実績(D)	(参考) 令和5年度実績(E)	令和7年度以降の取組み(予定)(G)		男女共同参画の視点でめざす効果(H)		所管部	所 管
				年度	内 容			方向性	変更内容・理由等	①	②		
⑤国際化への対応													
13	外国人への支援と交流	地域住民や活動団体などのネットワーク化を図り、情報の共有や相互の事業協力等を通じて多文化共生のまちづくりを推進します。	○		-	多文化共生連絡会の開催回数6回(うち世話人会1回)	多文化共生連絡会の参加団体数 125 開催回数6回(うち世話人会1回) オンライン及び会場とオンライン併用で開催	A.継続して実施		ア 家庭や地域において男女共同参画意識が高まる		地域振興部	多文化共生推進課
14-1	外国人への情報提供	新宿生活スタートブック、外国語版広報紙、生活情報紙を発行します。			-	・新宿生活スタートブックは「日本語・英語・中国語・韓国語併記版」と、「日本語・ネパール語・ベトナム語・ミャンマー語併記版」の2種類を発行した。 ・外国語広報紙は、年3回4言語(日英中韓)で発行した。 ・外国語生活情報紙は、4言語(日英中韓)で発行した。	・新宿生活スタートブックは、日本語・英語・中国語・韓国語併記版の他に、日本語・ネパール語・ベトナム語・ミャンマー語併記版を発行した。 ・外国語広報紙は、年3回4言語で各4,500部(計54,000部)を発行した。 ・外国語生活情報紙は、4言語で発行した。	A.継続して実施		ア 家庭や地域において男女共同参画意識が高まる		地域振興部	多文化共生推進課
14-2	外国人への情報提供	外国人向け生活情報ホームページ、外国語版SNSにより、生活情報等を外国人に提供します。			-	・外国人向け生活情報ホームページを毎月3回更新し、新しい行政情報や地域情報を掲載した。 ・外国語版SNS(Facebook、X(旧Twitter)、LINE、微博(Weibo))を運営し、月10回程度発信した。	・外国人向け生活情報ホームページを毎月3回更新し、新しい行政情報や地域情報を掲載した。 ・外国語版SNS(Facebook、Twitter、LINE、微博(Weibo))を運営し、月10回程度発信した。	A.継続して実施		ア 家庭や地域において男女共同参画意識が高まる		地域振興部	多文化共生推進課
15	外国人相談窓口の運営	外国人相談窓口を運営します。			-	・本庁舎としんじゅく多文化共生プラザの2か所で運営した(日本語、英語、中国語、韓国語、タイ語、ミャンマー語、ネパール語)。	・本庁舎としんじゅく多文化共生プラザの2か所で運営した(日本語、英語、中国語、韓国語、タイ語、ミャンマー語、ネパール語)。	A.継続して実施		ウ 性別に関係なく、人権が尊重される		地域振興部	多文化共生推進課
(2) 固定的な性別役割分担意識を解消します。													
①若い世代や男性に対する男女共同参画意識の啓発													
16-1	若い世代に向けた意識啓発	若い世代に対し、若者向け講座等を通して、男女共同参画社会の必要性についての認識を深めることができるよう、継続的な意識啓発を行います。内容によってはオンラインを活用し、区民等が参加しやすい体制を整えます。		2027	若者対象講座の満足度 90%	若者応援講座2回(対面で実施)参加者42人。若者対象講座の満足度 87%	・若者応援講座2回(対面で実施)申込者35人。若者対象講座の満足度 100% ・若者のつどい 12月16日に開催	A.継続して実施		ア 家庭や地域において男女共同参画意識が高まる	オ 性別に関係なく、あらゆる分野に参画することができる	子ども家庭部	男女共同参画課
16-2	若い世代に向けた意識啓発	若い世代に対し、若者向け講座等を通して、男女共同参画社会の必要性についての認識を深めることができるよう、継続的な意識啓発を行います。内容によってはオンラインを活用し、区民等が参加しやすい体制を整えます。		2027	若者のつどいの開催年1回	若者のつどい 11月16日に開催	若者のつどい 12月16日に開催	A.継続して実施		ア 家庭や地域において男女共同参画意識が高まる	オ 性別に関係なく、あらゆる分野に参画することができる	子ども家庭部	男女共同参画課
17	男性に向けた意識啓発	男性に対して、性別による固定的な役割分担意識をなくし、男女共同参画の意識を持てるよう、学習の機会や情報提供を通し、継続的な意識啓発を行います。内容によってはオンラインを活用し、区民等が参加しやすい体制を整えます。		2027	男性対象講座の満足度 90%	男性対象講座2回(対面で実施)参加者31人。男性対象講座の満足度 100%	男性対象講座2回(うち1回はオンライン講座) 申込者・参加者延べ62人 男性対象講座の満足度 100%。 オンラインを活用し、区民等が参加しやすい体制を整えて実施した。	A.継続して実施		ア 家庭や地域において男女共同参画意識が高まる	オ 性別に関係なく、あらゆる分野に参画することができる	子ども家庭部	男女共同参画課

No.	事業	事業概要(A)	第三次実行計画事業(B)	目標(C)		令和6年度実績(D)	(参考) 令和5年度実績(E)	令和7年度以降の取組み(予定)(G)		男女共同参画の視点でめざす効果(H)		所管部	所 管
				年度	内 容			方向性	変更内容・理由等	①	②		
②固定的な性別役割分担意識の解消に向けた啓発													
18-1	多様な学習機会や情報の提供	家庭教育・子育てへの保護者等の参加を促進する機会となるよう、家庭教育事業の土・日曜日の実施やテーマ設定を行います。		2027	入学前プログラムの実施回数 年29回	・家庭教育講座の開催 21回・延べ832名 ・PTA研修会の開催 7回・延べ549名 ・入学前プログラムの実施 29校 ・家庭教育支援セミナーの実施 対面4回(4テーマ) ・家庭教育ワークシートの作成(配布及び改訂版の作成)	・家庭教育講座の開催 25回・延べ1,022名 ・PTA研修会の開催 8回・延べ612名 ・入学前プログラムの実施 29校 ・家庭教育支援セミナーの実施 対面4回(4テーマ) ・家庭教育ワークシートの作成 幼児用を改訂し、幼稚園・保育園等に配布 / 小学校低学年用・高学年用を改訂し、区立全小学校に配布 / 中学生用を改訂し、区立全中学校に配布	A:継続して実施		ア 家庭や地域において男女共同参画意識が高まる	オ 性別に関係なく、あらゆる分野に参画することができる	教育委員会事務局	教育支援課
18-2	多様な学習機会や情報の提供	区民プロデュース講座を開催し、区民や区内の学習団体が男女の別なく自主的に講座を企画・運営する機会を提供します。		2027	高齢者教養講座支援事業および広報活動支援の延べ申請事業数 8事業	・区民団体等による自主企画事業に対する支援事業 成立事業数12事業(高齢者教養6、区民プロデュース広報支援事業5事業)	・区民団体等による自主企画事業に対する支援事業 成立事業数9事業(高齢者教養6、区民プロデュース3事業)	A:継続して実施		イ 性別に関係なく、生涯を通じた健康支援が期待できる		地域振興部	生涯学習スポーツ課
18-3	多様な学習機会や情報の提供	レガスマつりや生涯学習館まつり等を開催することにより、男女ともに参加していくきっかけづくりにします。		2027	生涯学習館まつりを全5館で開催 全5館で実施 生涯学習館まつり参加団体数 登録団体数の30%	・レガスマつり 4月に実施した。財団管理施設にて延べ14,000人超の参加があった。 ・生涯学習館まつり 全5館で実施した。生涯学習館まつり参加団体数:164団体 ・生涯学習フェスティバル 出展・出演者数 1,520人 延べ来場者数 3,076人	・レガスマつり 4月に実施した。財団管理施設にて延べ11,000人超の参加があった。 ・生涯学習館まつり 全5館で実施した。生涯学習館まつり参加団体数:148団体 ・生涯学習フェスティバル 出展・出演者数 1,223人 延べ来場者数 3,238人	A:継続して実施		イ 性別に関係なく、生涯を通じた健康支援が期待できる		地域振興部	生涯学習スポーツ課
18-4	多様な学習機会や情報の提供	職場以外の地域活動等に疎遠になりがちな方を対象に、学習活動普及事業をライフアップ講座として実施し、男女ともに活動に参加していくきっかけづくりにします。			-	・ライフアップ講座 文化教養講座、趣味実技講座など全9講座開催 1,012人参加	・ライフアップ講座 文化教養講座、趣味実技講座など全8講座(20回)開催 1,054人参加	A:継続して実施		イ 性別に関係なく、生涯を通じた健康支援が期待できる	エ 性別に関係なく、仕事と生活の調和を図ることができる	地域振興部	生涯学習スポーツ課
18-5	多様な学習機会や情報の提供	指導者を希望する区民を、生涯学習支援者バンクに登録し、必要とする区民に紹介します。			-	バンク登録者343人	バンク登録者376人	A:継続して実施		エ 性別に関係なく、仕事と生活の調和を図ることができる	オ 性別に関係なく、あらゆる分野に参画することができる	地域振興部	生涯学習スポーツ課
18-6	多様な学習機会や情報の提供	新宿未来創造財団ホームページで各種事業案内・講座申込み・施設利用情報管理・各種情報提供を行います。			-	サイト閲覧者数実績 アクセス数 948,710人 ページレビュー数 3,309,497PV 掲載事業事例 レガスマつり周知(4月)、生涯学習フェスティバルについて(6月～10月)、新宿シティハーフマラソン・区民健康マラソン開催について(8月～1月)、新宿スポレク周知(9月)、しんじゆく謎解きワールドタウン周知(9月)等	サイト閲覧者数実績 アクセス数 1,058,809人 ページレビュー数 4,009,423PV 掲載事業事例 レガスマつり周知(4月)、生涯学習フェスティバル作品募集(5月～10月)、新宿シティハーフマラソン・区民健康マラソン開催について(8月)、新宿スポレク周知(9月)、しんじゆく謎解きワールドタウン周知(11月)等	A:継続して実施		オ 性別に関係なく、あらゆる分野に参画することができる	ア 家庭や地域において男女共同参画意識が高まる	地域振興部	生涯学習スポーツ課

No.	事業	事業概要(A)	第三次実行計画事業(B)	目標(C)		令和6年度実績(D)	(参考) 令和5年度実績(E)		令和7年度以降の取組み(予定)(G)		男女共同参画の視点でめざす効果(H)		所管部	所管
				年度	内 容		方向性	変更内容・理由等	①	②				
(3)ライフステージに応じた健康支援を行います。														
①リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)の普及啓発														
19	リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)の普及啓発	性と生殖に関する健康と権利について、講座や情報誌等を通じて普及啓発を行います。また、性と生殖に関する正しい知識や情報については女性の健康支援センター(四谷保健センター内)等と協力して普及啓発を行います。			-	・男女共同参画情報誌「ウィズ新宿」145(12ページ)、146号(20ページ)各5,000部発行・配布した ・性と生の講座2回 申込者延べ59名 オンライン講座として実施した。	・男女共同参画情報誌「ウィズ新宿」143(12ページ)、144号(20ページ)各5,000部発行・配布した ・性と生の講座2回 申込者延べ86名 オンライン講座として実施した。	A.継続して実施		イ 性別に関係なく、生涯を通じた健康支援が期待できる			子ども家庭部	男女共同参画課
20	不妊に関する支援の充実	不妊に関する情報提供について、東京都が実施している「不妊検査等助成事業」、「不育症検査助成事業」、「不妊治療費(先進医療)助成事業」のパンフレット及び申請書を窓口で配布し、周知します。また、女性の健康支援センター(四谷保健センター内)で女性の産婦人科医師による不妊に関する専門相談を実施します。			-	不妊に関する情報提供について、東京都が実施している「不妊検査等助成事業」「特定不妊治療費(先進医療)助成事業」「不育症検査助成事業」のパンフレット及び申請書を窓口で配布し、周知した。 【女性の健康支援センター】 不妊専門相談 年6回 相談者数6名 不妊ピア・カウンセラーによる相談 年6回 1名	不妊に関する情報提供について、東京都が実施している「不妊検査等助成事業」「特定不妊治療費(先進医療)助成事業」「不育症検査助成事業」のパンフレット及び申請書を窓口で配布し、周知した。	A.継続して実施		イ 性別に関係なく、生涯を通じた健康支援が期待できる			健康部	健康づくり課
②生涯にわたる健康づくり														
21	エイズ・性感染症の予防啓発	エイズ及び性感染症のまん延防止のため、感染予防の正しい知識の普及啓発を、講演会・健康教育・リーフレット配布・アルタビジョン放映等を通して行います。早期発見のため、検査・相談を実施します。区内の患者の療養を支援します。			-	・随時放映:アルタビジョン(令和7年2月まで) 不定期放映:NEWNO・GS新宿ビジョン、ユニカビジョン・クロス新宿ビジョン、フラッグスビジョン、K-plusビジョン ・保健センター、保健所における健康相談(電話、来所相談、外国人除く) 104件 ・外国語電話、来所相談 26件 ・検査の実施 通常検査19回、夜間検査2回(10月、2月)、MSM検査2回(6月、12月)女性検査1回(8月) ・はたちのつどいでのパネル展示・資料配布 ・若者のつどいでのパネル展示・資料配布 ・健康教育の実施(区内中学校での性教育)7校 21クラス 681人 ・性感染症講演会 実施回数 1回(オンライン)、一般の方向け:298回 支援者向け:184回 ・本庁舎での懸垂幕の掲示 6月1日～6月30日 11月15日～12月15日 ・性感染症普及啓発アウトリーチ型支援(8月から事業開始) 声掛け数:8,452人 リーフレット配布数:6,290人	・アルタビジョンを使用して啓発ビデオ映像を通年放映 ・保健センター、保健所における健康相談(電話、来所相談、外国人除く) 114件 ・外国語電話、来所相談 35件 ・検査の実施 通常検査18回、夜間検査2回(10月、2月)、MSM検査2回(6月、12月)女性検査1回(8月) ・はたちのつどいでのパネル展示・資料配布 ・若者のつどいでのパネル展示・健康教育の実施(区内中学校での性教育)19回 ・性感染症講演会 実施回数 1回(オンライン)、申込者数29人 閲覧回数98回 ・きみまも@歌舞伎町(都イベント)及びSEI! SEI! SEI! ～青! 生! 声! ～(公益法人イベント)での資料配布 各イベント 8月実施	A.継続して実施		イ 性別に関係なく、生涯を通じた健康支援が期待できる			健康部	保健予防課

No.	事業	事業概要(A)	第三次実行計画事業(B)	目標(C)		令和6年度実績(D)	(参考) 令和5年度実績(E)	令和7年度以降の取組み(予定)(G)		男女共同参画の視点でめざす効果(H)		所管部	所 管
				年度	内 容			方向性	変更内容・理由等	①	②		
22	健康相談、健康診査の実施	区民の疾病予防や健康管理・健康づくりの充実を図るため、ライフステージを通じた健康相談や対象となる区民への健康診査を実施します。			-	◇健康相談 延べ人数 4,914人	◇健康相談 延べ人数 5,439人	A:継続して実施		イ 性別に関係なく、生涯を通じた健康支援が期待できる		健康部	健康づくり課、各保健センター
23	女性の健康支援	四谷保健センター内の女性の健康支援センターでは、思春期から老年期までの女性のライフステージに応じた健康を支援する取組みを行っています。女性が生涯を通じて健康で充実した日々を自立して過ごせるよう、健康づくりに関する講座の開催や女性の産婦人科医師による専門相談等を実施します。また、女性特有のがんについての普及啓発を行います。			-	・女性の健康支援センター認知度 14.7% ・女性の健康支援センター利用者数 1047名 ・女性の健康週間イベント:来所者数 583名 ・女性の健康セミナー:年8回(オンライン4回 申込み者数307名 再生回数 416回、対面4回 125名) ・出前講座:7回 69名 ・女性の健康専門相談 産婦人科系全般 年12回 相談者数26名 更年期専門 年12回 相談者数21名 不妊専門 年6回 相談者数6名 不妊ピア・カウンセラーによる相談 年6回 1名 ・自主的交流活動 乳がん体験者の会 4回 54名 女性の健康づくりサポーターの会(登録者数 236名) ・女性の健康づくりサポーター活動回数 年14回 内訳 サポーター養成講座 2回 63名 サポーター研修 2回 62名 サポーター向けお便り 4回 地域でのイベント等への参加 6回 ・その他、乳がん月間(10月)を中心にピンクリボン活動(乳がんに関する普及啓発活動)を実施した。	・女性の健康支援センター認知度 15.2% ・女性の健康支援センター利用者数 1079名 ・女性の健康週間イベント:来所者数 525名 ・女性の健康セミナー:年8回(オンライン4回 申込み者数209名 再生回数 221回、対面4回 86名) ・出前講座:4回 23名 ・女性の健康専門相談 産婦人科系全般 年12回 相談者数23名 更年期専門 年12回 相談者数23名 不妊専門 年6回 相談者数9名 不妊ピア・カウンセラーによる相談 年3回 2名 ・自主的交流活動 乳がん体験者の会 4回 51名 女性の健康づくりサポーターの会(登録者数 206名) ・女性の健康づくりサポーター活動回数 年11回 内訳 サポーター養成講座 2回 41名 サポーター研修 2回 42名 サポーター向けお便り 4回 地域でのイベント等への参加 3回 ・その他、乳がん月間(10月)を中心にピンクリボン活動(乳がんに関する普及啓発活動)を実施した。	A:継続して実施		イ 性別に関係なく、生涯を通じた健康支援が期待できる		健康部	四谷保健センター

No.	事業	事業概要 (A)	第三次実行計画事業 (B)	目標 (C)		令和6年度実績(D)	(参考) 令和5年度実績 (E)	令和7年度以降の取組み(予定) (G)		男女共同参画の視点でめざす効果 (H)		所管部	所 管
				年度	内 容			方向性	変更内容・理由等	①	②		
③こころの健康支援													
24	メンタルヘルスの普及啓発とストレスマネジメント (こころの健康づくり)	ライフステージに応じた区民のこころの健康づくりを推進するため、専門家による講演会や講習会、リーフレットの配布等を通して、こころの病気についての知識、ストレスの原因やストレスへの対処方法、休養の確保について、普及啓発を行います。また、会議等により関係機関と連携をすることで、ストレスに対処できる環境づくりを支援します。		2029	睡眠で十分な休養が取れている人の割合 80%	【保健予防課】 ○精神保健講演会 YouTubeを利用した録画配信(4回)を含め、7回実施(延申込者数: 859人) ○ストレスマネジメント講座(働く世代向け) 実施回数: 2回、参加人数: 延べ 64人 ○一般区民向けパンフレット「知っておきたい、こころの病気」5,000部作成・配布 ○中学1年生向けパンフレット「気づいて！こころのSOS」3,200部作成・配布(保護者向けリーフレット2,100部、教員向けリーフレット500部も併せて配布) ○うつ・若年性認知症予防チラシ(健診案内冊子に掲載) 210,000部作成・配布 ○区ホームページにこころの健康に関する情報を掲載 【保健センター】 ○ストレスマネジメント講座 ・子育て世帯向け はじめてまして赤ちゃん応援事業 実施回数: 48回、参加延人数 435人 すくすく赤ちゃん訪問事業: 1,972人 ・働く世代向け 実施回数: 13回、参加延人数 1,327人 ・シニア世代向け 実施回数: 23回、参加延人数 274人	【保健予防課】 ○精神保健講演会 YouTubeを利用した録画配信(5回)を含め、7回実施(延申込者数: 693人) ○一般区民向けパンフレット「知っておきたいこころの病気」5,000部作成・配布 ○中学1年生向けパンフレット「気づいて！こころのSOS」3,500部作成・配布(保護者向けリーフレット2,200部、教員向けリーフレット500部も併せて配布) ○うつ・若年性認知症予防リーフレット 160,600部作成・配布 ○区ホームページにこころの健康に関する情報を掲載 【保健センター】 ストレスマネジメント講座 ・子育て世帯向け はじめてまして赤ちゃん応援事業 実施回数: 63 回、参加延人数 449人 すくすく赤ちゃん訪問事業: 1988人 ・働く世代向け 実施回数: 2回、第1回オンデマンド配信 134人(視聴回数)、第2回 会場講演会 21人 ・シニア世代向け 実施回数: 22回、参加延人数 358人	A.継続して実施		イ 性別に関係なく、生涯を通じた健康支援が期待できる		健康部	保健予防課、各保健センター
25	身近に相談できる環境の整備	こころの不調に悩んでいる方に対し、保健センターにおいて精神保健相談等を行い、必要な指導や支援を行うとともに、区民にとって身近に相談できる場をわかりやすく周知していきます。乳幼児健診等で母親対象のアンケートを実施し、育児不安や「うつ」の早期発見・早期対応を行います。		2029	こころの問題について気軽に相談できる場所・窓口を知っている人の割合 56%	【保健予防課】 ・未治療・治療中断等の精神障害者に対するアウトリーチ支援事業について、5事例の支援を行った。 【保健センター】 ・一般精神保健相談(うつ専門相談、依存症専門相談、専門医による訪問指導含む): 72 回(相談者数: 延151 人) ・親と子の相談室: 11 回(相談者数: 40 人) ・乳幼児健診で実施する母親対象の産後アンケート(EPDS)をもとにした検討事例数: 223 件 【健康づくり課・保健センター】 ・すくすく赤ちゃん訪問におけるこころの健康づくりリーフレットの配布: 1,972件	【保健予防課】 ・未治療・治療中断等の精神障害者に対するアウトリーチ支援事業について、7事例の支援を行った。 【保健センター】 ・一般精神保健相談(うつ専門相談、依存症専門相談、専門医による訪問指導含む): 77回(相談者数: 延 165人) ・親と子の相談室: 10回(相談者数: 13人) ・乳幼児健診で実施する母親対象の産後アンケート(EPDS)をもとにした検討事例数: 289件 【健康づくり課・保健センター】 ・すくすく赤ちゃん訪問におけるこころの健康づくりリーフレットの配布: 1972件	A.継続して実施		イ 性別に関係なく、生涯を通じた健康支援が期待できる		健康部	保健予防課、健康づくり課、各保健センター

No.	事業	事業概要 (A)	第三次実行計画事業 (B)	目標 (C)		令和6年度実績(D)	(参考) 令和5年度実績 (E)	令和7年度以降の取組み(予定) (G)		男女共同参画の視点でめざす効果 (H)		所管部	所 管
				年度	内 容			方向性	変更内容・理由等	①	②		
(4)性の多様性の理解促進と支援を行います。													
①多様な性の理解促進と支援													
26-1	性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性についての意識啓発の推進	情報誌や講座、ホームページ等を通じて、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性についての意識啓発を行います。講座の内容によってはオンラインを活用し、区民等が参加しやすい体制を整えます。		2027	性と生の講座の満足度90%	性と生の講座2回 申込者59人 オンラインを活用し、区民等が参加しやすい体制を整えて実施した。	性と生の講座2回 申込者86人 オンラインを活用し、区民等が参加しやすい体制を整えて実施した。	A.継続して実施		ウ 性別に関係なく、人権が尊重される	オ 性別に関係なく、あらゆる分野に参画することができる	子ども家庭部	男女共同参画課
26-2	性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性についての意識啓発の推進	性の多様性の理解を深めるための啓発グッズを作成し、配布します。		2027	「性的マイノリティ (LGBT等)」という言葉を知っている人の割合 (区政モニターアンケート)95%	性の多様性の理解促進を記載した啓発用のポケットティッシュを作成し、区役所本庁舎の窓口や特別出張所等で配布した。配布数9,000個	性の多様性の理解促進を記載した啓発用のポケットティッシュを作成し、区役所本庁舎の窓口や特別出張所等で配布した。配布数9,000個	A.継続して実施		ウ 性別に関係なく、人権が尊重される		子ども家庭部	男女共同参画課
26-3	性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性についての意識啓発の推進	中学2年生に配布する男女共同参画啓発誌を通じて、性自認や性的指向等についての意識啓発を行います。			-	・中学生向け啓発誌「みんなちがっていい」の配布:986部 ・区立中学校等に活用状況調査を行い、その結果をフィードバックした。	・中学生向け啓発誌「みんなちがっていい」の配布:1,085部 ・区立中学校等に活用状況調査を行い、その結果をフィードバックした。	A.継続して実施		A 家庭や地域において男女共同参画意識が高まる	オ 性別に関係なく、あらゆる分野に参画することができる	子ども家庭部	男女共同参画課
26-4	性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性についての意識啓発の推進	小学校5年生に配布する男女共同参画啓発誌を改訂し、性自認や性的指向等についての意識啓発を行います。			-	・小学校高学年向け啓発誌「みんないきいき」の配付:2,031部 ・区立小学校等に活用状況調査を行い、その結果をフィードバックした。	・小学校高学年向け啓発誌「みんないきいき」の配付:1,972部 ・区立小学校等に活用状況調査を行い、その結果をフィードバックした。	A.継続して実施		A 家庭や地域において男女共同参画意識が高まる	オ 性別に関係なく、あらゆる分野に参画することができる	子ども家庭部	男女共同参画課
27	性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性にかかわる相談窓口の周知	性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する当事者や家族等の悩みについて「性と生」アドバイザーによる相談窓口の周知をホームページや情報誌などで行います。			-	「性と生」アドバイザーによる相談窓口について、ホームページやパンフレットで周知を行った	「性と生」アドバイザーによる相談窓口について、ホームページやパンフレットで周知を行った	A.継続して実施		ウ 性別に関係なく、人権が尊重される		子ども家庭部	男女共同参画課
28	NPO等との連携による支援	NPO等と連携し、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する講座等の開催や情報提供を行います。			-	地域団体と協働で性自認や性的指向等に関する講座をオンラインで実施した。 ・性と生の講座2回 申込者59人	NPOと協働で性自認や性的指向等に関する講座をオンラインで実施した。 ・性と生の講座2回 申込者86人	A.継続して実施		ウ 性別に関係なく、人権が尊重される		子ども家庭部	男女共同参画課
29-1	庁内での取組み推進、職員の意識啓発	窓口対応や行政サービスの実施にあたり、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する相談や対応等の状況を調査し、庁内で情報共有を図っていきます。また、調査結果を公表し、区の取組みを周知します。			-	LGBT等性的マイノリティに関する対応状況を調査し、調査結果を庁内で共有するとともに、ホームページで公表した。	LGBT等性的マイノリティに関する対応状況を調査し、調査結果を庁内で共有するとともに、ホームページで公表した。	A.継続して実施		ウ 性別に関係なく、人権が尊重される		子ども家庭部	男女共同参画課
29-2	庁内での取組み推進、職員の意識啓発	庁内の関係各課と連携し、取組みを進めていくための連絡会議を設置します。			-	7年4月開催予定の性的マイノリティ検討委員会・検討部会において、自治体職員向け研修動画の公開等の準備をした。	性的マイノリティ検討委員会・検討部会をそれぞれ1回開催した。	A.継続して実施		ウ 性別に関係なく、人権が尊重される		子ども家庭部	男女共同参画課
29-3	庁内での取組み推進、職員の意識啓発	性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関して、職員の理解に必要な正しい知識、窓口対応等を記載したハンドブックを作成し、全職員に配布します。			-	新宿区性自認・性的指向に関する職員のためのハンドブックを改訂(「LGBT理解促進法」「にじいろ防災ガイド(岩手レインボーネットワーク制作)」、「避難所での困りごとの例(災害時の対応)」の追加ほか)し、庁内のイントラネットで公開した。	新宿区性自認・性的指向に関する職員のためのハンドブックを作成し、庁内のイントラネットで公開した。	A.継続して実施		ウ 性別に関係なく、人権が尊重される		子ども家庭部	男女共同参画課

No.	事業	事業概要 (A)	第三次実行計画事業 (B)	目標 (C)		令和6年度実績(D)	(参考) 令和5年度実績 (E)	令和7年度以降の取組み(予定) (G)		男女共同参画の視点で めざす効果 (H)		所管部	所 管
				年度	内 容			方向性	変更内容・理由等	①	②		
〈ともにささえあう〉目標2 ワーク・ライフ・バランスと働き方改革の推進													
(1)働き方に対する意識啓発を推進します。													
①多様で柔軟な働き方を推進する意識改革													
30	ワーク・ライフ・バランスセミナー、勉強会の開催	ワーク・ライフ・バランスセミナーや講座、勉強会を実施し、ワーク・ライフ・バランスの推進を図り、同時に企業間の情報交換の場としても活用します。	○	2027	ワーク・ライフ・バランスセミナー、勉強会の実施回数年6回	・セミナー実施回数 3回 申込者延べ 36人 動画配信サービスを利用したオンライン形式で実施した。 ・勉強会実施回数 3回 参加者延べ6人(企業間の情報交換の場) 対面形式で実施した。	・セミナー実施回数 3回 申込者延べ 114人 動画配信サービスを利用したオンライン形式で実施した。 ・勉強会実施回数 3回 参加者延べ12人(企業間の情報交換の場) 対面形式で実施した。	A.継続して実施		エ 性別に関係なく、仕事と生活の調和を図ることができる		子ども家庭部	男女共同参画課
31	ワーク・ライフ・バランスの普及啓発	情報誌、ホームページ等により、区民や事業者等に対して、ワーク・ライフ・バランス認定企業や推進するための取組み事例及び育児・介護休業制度や関連した情報提供等を行い、ワーク・ライフ・バランスの普及啓発を図ります。	○	2027	「ワーク・ライフ・バランス」という言葉を知っている人の割合(区政モニターアンケート)75%	・男女共同参画情報誌「ウィズ新宿」145号・5,000部発行でワーク・ライフ・バランス推進優良企業を紹介。 ・ワーク・ライフ・バランス認定制度案内パンフレットによる周知 ・ワーク・ライフ・バランス推進優良企業表彰を行い、表彰企業についてのパンフレットを来場者に配布した。 ・6年度 区政モニターアンケートワーク・ライフ・バランスという言葉を知っている人の割合 73.7%	・男女共同参画情報誌「ウィズ新宿」143号・5,000部発行でワーク・ライフ・バランス推進優良企業を紹介。 ・ワーク・ライフ・バランス認定制度案内パンフレットによる周知 ・ワーク・ライフ・バランス推進優良企業表彰を行い、表彰企業についてのパンフレットを来場者に配布した。 ・5年度 区政モニターアンケートワーク・ライフ・バランスという言葉を知っている人の割合 71.6%	A.継続して実施		エ 性別に関係なく、仕事と生活の調和を図ることができる		子ども家庭部	男女共同参画課
(2)仕事と家庭の両立のためのワーク・ライフ・バランスを推進します。													
①中小企業者を中心としたワーク・ライフ・バランスの推進													
32-1	ワーク・ライフ・バランス推進企業の認定	ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)に積極的に取り組んでいる事業者を「ワーク・ライフ・バランス推進企業」として認定するとともに、認定分野(子育て支援、地域活動支援、介護支援、働きやすい職場づくり)の複数取得を支援します。なお、国の男性育児取得促進に向けた動向に併せ、企業における育児支援の強化を検討します。	○	2027	ワーク・ライフ・バランス推進企業、宣言企業の認定企業数 推進企業及び企業数年20社 推進企業年5社、推進宣言企業年15社	・ワーク・ライフ・バランス推進企業、宣言企業の認定企業数 推進企業及び宣言企業数年7社 ・子育て支援 年4社 ・地域活動支援 年0社 ・介護支援 年0社 ・働きやすい職場づくり 年4社	・ワーク・ライフ・バランス推進企業、宣言企業の認定企業数 推進企業及び宣言企業数年8社 ・子育て支援 年6社 ・地域活動支援 年0社 ・介護支援 年0社 ・働きやすい職場づくり 年6社	A.継続して実施		エ 性別に関係なく、仕事と生活の調和を図ることができる		子ども家庭部	男女共同参画課
32-2	ワーク・ライフ・バランス推進企業の認定	ワーク・ライフ・バランス推進企業として認定には至らないが、取組み予定がある、または取り組みたいと考えている企業を「ワーク・ライフ・バランス推進宣言企業」とし、希望する企業にはコンサルタントを派遣し、ワーク・ライフ・バランスを推進するための支援を行います。	○	2027	ワーク・ライフ・バランス推進宣言企業から推進認定企業へステップアップした企業数年1社	・推進宣言企業から推進認定企業にステップアップした企業数 0社(累計5社) ・コンサルタント派遣 11回	・推進宣言企業から推進認定企業にステップアップした企業数 0社(累計5社) ・コンサルタント派遣 8回	A.継続して実施		エ 性別に関係なく、仕事と生活の調和を図ることができる		子ども家庭部	男女共同参画課
33	男性の育児・介護サポート企業応援事業	男性が育児・介護休業を取得しやすい職場環境づくりを行っている区内中小企業者をサポート企業として認定し、要件を満たした場合は奨励金を支給します。			-	支給企業 1社	支給企業 1社	A.継続して実施		エ 性別に関係なく、仕事と生活の調和を図ることができる		子ども家庭部	男女共同参画課

No.	事業	事業概要(A)	第三次実行計画事業(B)	目標(C)		令和6年度実績(D)	(参考) 令和5年度実績(E)	令和7年度以降の取組み(予定)(G)		男女共同参画の視点でめざす効果(H)		所管部	所管
				年度	内容			方向性	変更内容・理由等	①	②		
34	ワーク・ライフ・バランス推進優良企業表彰	ワーク・ライフ・バランス推進企業として認定されている事業者のうち、優れた取組みを行っている企業を表彰します。	○	2027	ワーク・ライフ・バランス推進認定企業から表彰企業になった企業数2社	・表彰2社、累計延べ39社 ・男女共同参画フォーラム第1部で表彰式を行った。 ・表彰企業について男女共同参画情報誌「ウイズ新宿」145号で紹介(R5年度表彰企業)	・表彰2社、累計延べ37社 ・男女共同参画フォーラム第1部で表彰式を行った。 ・表彰企業について男女共同参画情報誌「ウイズ新宿」143号で紹介(R4年度表彰企業)	A:継続して実施		エ 性別に関係なく、仕事と生活の調和を図ることができる		子ども家庭部	男女共同参画課
35-1	働き方による不利益を解消するためのしくみづくり	ワーク・ライフ・バランスセミナーや講座、勉強会を実施し、ワーク・ライフ・バランスの推進を図り、同時に企業間の情報交換の場としても活用します。	○	2027	ワーク・ライフ・バランスセミナー、勉強会実施回数 年6回	30と同じ	30と同じ	A:継続して実施		エ 性別に関係なく、仕事と生活の調和を図ることができる		子ども家庭部	男女共同参画課
35-2	働き方による不利益を解消するためのしくみづくり	事業者が取り組んでいる積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の事例を情報誌やホームページで紹介します。	○		-	・ワーク・ライフ・バランス推進優良企業表彰企業の取り組みについて男女共同参画情報誌「ウイズ新宿」145号で紹介(R5年度表彰企業)	・ワーク・ライフ・バランス推進優良企業表彰企業の取り組みについて男女共同参画情報誌「ウイズ新宿」143号で紹介(R4年度表彰企業)	A:継続して実施		エ 性別に関係なく、仕事と生活の調和を図ることができる		子ども家庭部	男女共同参画課
35-3	働き方による不利益を解消するためのしくみづくり	悩みごと相談の充実や関係機関との連携を図ります。			-	・悩みごと相談室 延べ1,868件 ・女性問題に関する相談機関連携会議を2回開催した	・悩みごと相談室 延べ1,942件 ・女性問題に関する相談機関連携会議を2回開催した	A:継続して実施		ウ 性別に関係なく、人権が尊重される		子ども家庭部	男女共同参画課
36	ワーク・ライフ・バランス推進企業の経営支援	ワーク・ライフ・バランスを推進する区内中小企業者の経営の安定及び発展に資するため、融資のあっせんを行います。また融資を受けた事業者に対して、貸付利子の一部及び貸付信用保証料の全額を補助します。			-	貸付限度額 5,000千円 貸付件数 1件 貸付金額 5,000千円	貸付限度額 5,000千円 貸付件数 1件 貸付金額 5,000千円	A:継続して実施		エ 性別に関係なく、仕事と生活の調和を図ることができる		文化観光産業部	産業振興課
②区民一人ひとりのワーク・ライフ・バランスの推進													
37	地域活動への参加の促進	地域の様々な世代の人に対し、町会・自治会活動について周知し、地域活動への参加を促進します。	○		-	・「顔のわかる町会長・自治会長」パンフレットや町会・自治会紹介パンフレットを本庁舎及び各特別出張所窓口で配布し、町会・自治会活動への参加を促進した。 ・町会・自治会おたすけブック～加入促進編～を新規に作成し、世代や性別に関わらず、様々な方に対して、町会・自治会への加入の呼びかけができる方法等を掲載した。 ・町会・自治会の課題に沿ったプログラム型コンサルティングを実施し、様々な世代の方に町会・自治会活動に参加してもらえるような手法を提案した。(15団体) ・地域のイベント情報等を区HPや公式SNSで配信し、様々な世代の方に対し、町会・自治会活動について周知し、地域活動への参加を促進した。(毎月配信)	・電子回覧板アプリ「結ネット」実証実験を4地区53町会で実施した。 ・「顔のわかる町会長・自治会長」パンフレットの更新、地元町会紹介パンフレット(7町会)、町会・自治会加入促進パンフレット(4種類)の新規作成を行った。 ・SNS講座を計7回(本講座6回、出張講座1回)開催した。 ・町会・自治会の課題に沿ったプログラム型コンサルティングを実施した。(10団体計39回) ・町会・自治会向け講演会を2月23日に開催した。(1回)(テーマ:町会の広報物をわかりやすく作るコツ) ・区公式LINEを活用したタワーマンションに向けた情報発信を行った。(10月から開始、毎月月末から月初にかけて配信) ・区町連、宅建協会、不動産協会及び区の協定に基づき、引き続き町会・自治会の加入促進を行った。	A:継続して実施		オ 性別に関係なく、あらゆる分野に参画することができる	カ 地域の安心・安全な生活の確保に向けて、男女共同参画の視点を導入できる	地域振興部	地域コミュニティ課

No.	事業	事業概要(A)	第三次実行計画事業(B)	目標(C)		令和6年度実績(D)	(参考) 令和5年度実績(E)	令和7年度以降の取組み(予定)(G)		男女共同参画の視点でめざす効果(H)		所管部	所 管
				年度	内 容			方向性	変更内容・理由等	①	②		
38-1	区民のハラスメント防止のための啓発・相談の強化	相談窓口において、相談者に迅速で適切な対応を行います。			-	・悩みごと相談室 延べ1,868件(内数:セクハラについての相談10件)	・悩みごと相談室 延べ1,942件(内数:セクハラについての相談6件)	A:継続して実施		ウ 性別に関係なく、人権が尊重される		子ども家庭部	男女共同参画課
38-2	区民のハラスメント防止のための啓発・相談の強化	情報誌や広報紙等により、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等に対する意識啓発を行います。			-	・男女共同参画情報誌「ウィズ新宿」145(12ページ)、146号(20ページ) 各5,000部発行・配布した	・男女共同参画情報誌「ウィズ新宿」143(12ページ)、144号(20ページ) 各5,000部発行・配布した	A:継続して実施		ウ 性別に関係なく、人権が尊重される		子ども家庭部	男女共同参画課
38-3	区民のハラスメント防止のための啓発・相談の強化	貸出し用啓発資料を整備し、区民・事業者への周知用として活用します。			-	ハラスメント防止のための図書をはじめ、新規で図書224冊を購入した。	ハラスメント防止のための図書をはじめ、新規で図書182冊、DVD5点を購入した	A:継続して実施		ウ 性別に関係なく、人権が尊重される		子ども家庭部	男女共同参画課
③区職員のワーク・ライフ・バランスの推進													
39	区職員のワーク・ライフ・バランス及び女性活躍の推進	男女ともに職員が等しく活躍できるよう、ワーク・ライフ・バランスや女性活躍を推進するため、特定事業主行動計画の数値目標達成に向けた取組みを、地域に率先して行っています。職員の意識啓発のため、全ての職層を対象として「スマートワーキング研修」を行います。また、育児・妊娠・介護事情のある職員等を対象とする早出・遅出勤務制度を導入するなど、安定的に働くことができるように環境整備をしています。			-	各職層を対象としてスマートワーキング研修を実施し、「新宿区職員スマートワーキング・アクションプラン」に定める取組方針、数値目標・実績を示すことで、ワークライフバランスの実現や女性活躍の推進への意識啓発を行った。また、育児・妊娠・介護事情のある職員を対象に早出・遅出勤務の実施等により、働きやすい職場環境づくりに取り組んだ。 ・管理職 13名受講 ・新任職員 139名受講 ・主任職 68名受講 ・係長職 41名受講	各職層を対象としてスマートワーキング研修を実施し、「新宿区職員スマートワーキング・アクションプラン」に定める取組方針、数値目標・実績を示すことで、ワークライフバランスの実現や女性活躍の推進への意識啓発を行った。また、育児・妊娠・介護事情のある職員を対象に早出・遅出勤務の実施等により、働きやすい職場環境づくりに取り組んだ。 ・新任職員 130名受講 ・主任職 52名受講 ・係長職 43名受講	A:継続して実施		エ 性別に関係なく、仕事と生活の調和を図ることができる		総務部	人事課
40-1	区職員のハラスメント防止体制の強化	新宿区ハラスメント防止に関する指針に基づき、職場のあらゆるハラスメント行為の防止に取り組めます。また、ハラスメントに関する正しい理解を深めるために、各職層における研修実施により庁内への周知を行います。			-	区研修(新任研修、公務員倫理研修、ハラスメント防止研修)でハラスメントの防止について取り上げ、職員の意識啓発に努めた。 ・新任職員 140名受講 ・主任職 79名受講 ・係長職 46名受講	区研修(新任研修、公務員倫理研修、ハラスメント防止研修)でハラスメントの防止について取り上げ、職員の意識啓発に努めた。 ・新任職員 136名受講 ・主任職 61名受講 ・係長職 43名受講	A:継続して実施		エ 性別に関係なく、仕事と生活の調和を図ることができる		総務部	人事課
40-2	区職員のハラスメント防止体制の強化	学校において、セクシュアル・ハラスメント防止を含めた服務事故防止研修を実施します。		2027	セクシュアル・ハラスメントに関する事故件数0件 服務事故防止研修の実施 全ての区立学校で実施	・初任者研修会や中堅教諭等資質向上研修において、服務事故防止の研修を実施した。 ・すべての区立学校で、年間3回の服務事故防止研修を実施した。	・初任者研修会や中堅教諭等資質向上研修において、服務事故防止の研修を実施した。 ・すべての区立学校で、年間3回の服務事故防止研修を実施した。	A:継続して実施		ウ 性別に関係なく、人権が尊重される	キ あらゆる暴力を防止することが期待できる	教育委員会事務局	教育指導課

No.	事業	事業概要 (A)	第三次実行計画事業 (B)	目標 (C)		令和6年度実績(D)	(参考) 令和5年度実績 (E)	令和7年度以降の取組み(予定) (G)		男女共同参画の視点でめざす効果 (H)		所管部	所 管
				年度	内 容			方向性	変更内容・理由等	①	②		
(3) 子育てや介護と仕事を両立できる支援を行います。													
① 子育てを行う家庭に対する支援													
41	保育基盤整備の推進	地域の教育・保育の量の見込みを踏まえた「新宿区子ども・子育て支援事業計画(第三期)」の策定や見直しを実施する中で、地域ごとの就学前児童数の状況等を詳細に検証し、必要な地域に適切な規模で保育基盤の整備を実施することにより、保育を必要とする家庭の支援を行っています。	○	2027	保育所持機児童数0人	令和6年4月1日時点の待機児童数0名 賃貸物件による認可保育所整備・保育園 2所	令和5年4月1日時点の待機児童数0名	A.継続して実施		エ 性別に関係なく、仕事と生活の調和を図ることができる		子ども家庭部	保育課
42	学童クラブの定員拡充	保護者が就労している児童が増加傾向にあることを踏まえ、需要増に対応するため、「新宿区子ども・子育て支援事業計画」に基づき、地域の実情に応じた学童クラブの定員拡充を図ります。	○	2027	学童クラブの定員数 2,658人 学童クラブ利用者アンケートの満足度 90%	令和6年度末時点の学童クラブの定員数2,405人 学童クラブ利用者アンケートの満足度 95.8%	学童クラブ保護者アンケートで、指導内容が「適切・おおむね適切」と回答した利用者の割合が96.0%。	A.継続して実施		エ 性別に関係なく、仕事と生活の調和を図ることができる		子ども家庭部	子育て支援課
43	子どもから若者までの切れ目のない支援	子ども家庭・若者サポートネットワークの活用を中心に、各関係機関と連携を図り、子どもが社会的に自立した若者に成長するまで切れ目のない支援を行うとともに、「子ども・若者総合相談窓口」において、子ども・若者育成支援に関する必要な情報提供及び助言を行います。また、人や社会との関わり方に困難を抱える若者への支援を行います。	-			(子ども家庭課) ・17か所の窓口で、相談者のニーズに合わせた情報の提供や専門的な助言を行った。 (子ども家庭支援課) ・義務教育修了後の相談件数 104件。 ・区立中学校の訪問、主任児童委員向けに若者相談窓口の周知活動を実施した。また、怠学傾向のある児童の支援のため、東京都学校経営支援センターおよび教育相談センター、各高校と連携した。区内関係機関と連携して、家庭訪問や面接も行った。	(子ども家庭課) ・16か所の窓口で、相談者のニーズに合わせた情報の提供や専門的な助言を行った。 (子ども家庭支援課) ・義務教育修了後の相談件数 146件。 ・区立中学校の訪問、主任児童委員向けに若者相談窓口の周知活動を実施した。また、怠学傾向のある児童の支援のため、学校経営支援センターや都教育相談センター、各高校と連携した。区内関係機関と連携して、家庭訪問や面接も行った。	A.継続して実施		ウ 性別に関係なく、人権が尊重される	キ あらゆる暴力を防止することが期待できる	子ども家庭部	子ども家庭課、子ども相談支援課
44	子ども総合センター・子ども家庭支援センターにおける子どもの育ちと子育て家庭への支援	子ども総合センターと区内4か所の子ども家庭支援センターにおいて、子育て家庭の多様なニーズに合った子育て支援サービスをコーディネートするとともに、子育ての悩みや不安に関する相談に応じて適切なサービスにつなげていきます。さらに子どもの育ちの環境が適切に確保されるよう、個々の家庭の状況に応じたきめ細かな支援を行います。	-			・利用者支援事業における相談数 1,866人/年	・利用者支援事業における相談数 2,925人/年 ・ノーバディズ・パーフェクト講座実施1所(規定の定員に達しなかったことから4所で開催を中止) ・子育て支援講座の受講者の満足度100%	A.継続して実施		ウ 性別に関係なく、人権が尊重される		子ども家庭部	子育て支援課

No.	事業	事業概要 (A)	第三次実行計画事業 (B)	目標 (C)		令和6年度実績 (D)	(参考) 令和5年度実績 (E)	令和7年度以降の取組み(予定) (G)		男女共同参画の視点でめざす効果 (H)		所管部	所 管
				年度	内 容			方向性	変更内容・理由等	①	②		
25 (再掲)	身近に相談できる環境の整備	こころの不調に悩んでいる方に対し、保健センターにおいて精神保健相談等を行い、必要な指導や支援を行うとともに、区民にとって身近に相談できる場をわかりやすく周知していきます。 乳幼児健診等で母親対象のアンケートを実施し、育児不安や「うつ」の早期発見・早期対応を行います。		2029	こころの問題について気軽に相談できる場所・窓口を知っている人の割合 56%	25に記入	25に記入	A:継続して実施		イ 性別に関係なく、生涯を通じた健康支援が期待できる		健康部	保健予防課、健康づくり課、各保健センター
45-1	一時保育など多様なサービスの実施	多様化する保育ニーズを的確に把握し、一時保育や定期利用保育など、特別保育を実施します。			-	一時保育 ・保育園 空き利用型 58所 専用室型 8所 ・子ども園 空き利用型 6所 専用室型 12所 定期利用保育 専用室型 保育園 3所 子ども園 5所 空き保育室型 保育園 3所 ※フロンティアキッズ夏目坂は令和6年4月から空き利用型一時保育及び空き保育室型定期利用保育を実施。	一時保育 ・保育園 空き利用型 57所 専用室型 8所 ・子ども園 空き利用型 6所 専用室型 12所 定期利用保育 専用室型 保育園 3所 子ども園 5所 空き保育室型 保育園 2所 ※ポピンズナーサリースクール西新宿、富久ソラのこども園ちいさなうちゅう分園は、令和5年4月から空き利用型一時保育を実施。	A:継続して実施		エ 性別に関係なく、仕事と生活の調和を図ることができる		子ども家庭部	保育課
45-2	一時保育など多様なサービスの実施	身近な施設(子ども総合センター・榎町子ども家庭支援センター・中落合子ども家庭支援センター・地域子育て支援センター二葉)で短時間乳幼児を預かることにより、在宅で子育てをしている家庭を支援します。			-	一時保育 ・ひろば型4所 (子ども総合センター・榎町子ども家庭支援センター・中落合子ども家庭支援センター及び地域子育て支援センター二葉)	一時保育 ・ひろば型4所 (子ども総合センター・榎町子ども家庭支援センター・中落合子ども家庭支援センター及び地域子育て支援センター二葉)	A:継続して実施		ウ 性別に関係なく、人権が尊重される		子ども家庭部	子育て支援課
46	病児・病後児保育の実施	保育施設に通っている子どもを対象に、病気または病氣回復期のため、保育施設へ通うことができない期間、一時的に専用室で保育・看護する病児・病後児保育を実施します。			-	・病後児保育実施園(保育園) 3所 ・病児・病後児保育実施園 2所	・病後児保育実施園(保育園) 3所 ・病児・病後児保育実施園 2所	A:継続して実施		ウ 性別に関係なく、人権が尊重される		子ども家庭部	保育指導課

No.	事業	事業概要(A)	第三次実行計画事業(B)	目標(C)		令和6年度実績(D)	(参考) 令和5年度実績(E)	令和7年度以降の取組み(予定)(G)		男女共同参画の視点でめざす効果(H)		所管部	所管
				年度	内 容			方向性	変更内容・理由等	①	②		
47	ファミリーサポート事業の推進	子育てでの援助を受けたい方を利用会員、子育てでの援助を行いたい方を提供会員、両方に該当する方を両方会員として、それぞれの希望に合わせてファミリー・サポート・センターが調整し、会員相互で子どもを預かることにより、安心して育児をしながら働き続けることができる環境をつくります。 より利用しやすくするために、提供会員を増やす取組みを行い、充実を図ります。			-	・提供会員の増加を図るため、募集ポスターを作成し、区施設への配布や区設掲示板への掲示を実施。 利用会員 2,455名 提供会員 377名 両方会員 6名	・提供会員の増加を図るため、募集ポスターを作成し、区施設への配布や区設掲示板への掲示を実施。 利用会員 2,452名 提供会員 374名 両方会員 9名	A:継続して実施		ウ 性別に関係なく、人権が尊重される		子ども家庭部	子育て支援課
48	妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援	妊婦、乳幼児とその保護者の心身の健康の保持増進、産後うつ予防、虐待防止を図るため、妊娠期・出産後などの節目に、保健師等の専門職に面談できる機会を設けることにより、妊娠・出産・子育てに関する不安やリスクを早期に把握します。面談した妊産婦には、母子保健サービス等の情報提供を行い、妊娠・出産・子育てを応援するギフトを支給します。さらに、産後の母子を対象に、産科医療機関等で母親の身体的回復や心理的な安定を支援する産後ケア事業を実施します。また、母子保健と児童福祉の相談支援を一体的に運営する「こども家庭センター」の体制を整備することで一層の連携強化を図り、妊娠期から子育て期にわたり切れ目のない支援を行います。		2027	産後ケア事業利用者へのアンケートで利用前に期待していたことが「達成できた」と回答した割合 95%	産後ケア事業 ・ショートステイ型利用者へのアンケートで利用前に期待していたことが「達成できた」と回答した割合97.0% ・デイサービス型利用者へのアンケートで利用前に期待していたことが「達成できた」と回答した割合98.6% ・アウトリーチ型利用者へのアンケートで利用前に期待していたことが「達成できた」と回答した割合100%	産後ケア事業 ・ショートステイ型利用者へのアンケートで利用前に期待していたことが「達成できた」と回答した割合99.4% ・デイサービス型利用者へのアンケートで利用前に期待していたことが「達成できた」と回答した割合100.0% ・アウトリーチ型利用者へのアンケートで利用前に期待していたことが「達成できた」と回答した割合98.9%	A:継続して実施		イ 性別に関係なく、生涯を通じた健康支援が期待できる		健康部、子ども家庭部	健康づくり課、子ども相談支援課
49	子育て中の親に対する学習機会の提供	社会教育等において、子どもを育てる時期にある親に対する学習の機会を提供します。さまざまな機会を捉えて、保護者を対象とした家庭教育の充実・支援を行います。			-	18-1と同じ	18-1と同じ	A:継続して実施		ア 家庭や地域において男女共同参画意識が高まる	オ 性別に関係なく、あらゆる分野に参画することができる	教育委員会事務局	教育支援課
50-1	在宅子育てサービスの実施	地域で、幅広い年代の人が子育てにかかわり、子育てしやすい豊かな地域社会を推進するため、三世代交流ができる場の提供や、しくみづくりを進めます。			-	・地域住民による団体「落合三世代交流を育てる会」が、西落合児童館内にある「落合三世代交流サロン」を運営している。 ・年間利用者数 6,062名 ・利用者向けの事業として5つのプロジェクト活動を実施	・地域住民による団体「落合三世代交流を育てる会」が、西落合児童館内にある「落合三世代交流サロン」を運営している。 ・年間利用者数 4,118名 ・利用者向けの事業として5つのプロジェクト活動を実施	A:継続して実施		ウ 性別に関係なく、人権が尊重される		子ども家庭部	子育て支援課

No.	事業	事業概要(A)	第三次実行計画事業(B)	目標(C)		令和6年度実績(D)	(参考) 令和5年度実績(E)	令和7年度以降の取組み(予定)(G)		男女共同参画の視点でめざす効果(H)		所管部	所管
				年度	内 容			方向性	変更内容・理由等	①	②		
50-2	在宅子育てサービスの実施	子ども総合センターが中心になって、子育てひろば事業を実施している関係機関と連携を取り、情報共有を行い、利用者にとって魅力のあるひろばづくりを進めていきます。			-	子育てひろば事業を実施している関係機関(子ども総合センター、地域子育てセンター二葉、地域子育てセンター原町みゆき及びゆつたりの等)と情報共有を行い、運営を行った。 ひろば5所の利用者 58,402人	子育てひろば事業を実施している関係機関(子ども総合センター、地域子育てセンター二葉、地域子育てセンター原町みゆき及びゆつたりの等)の連絡会及び「乳幼児親子居場所等連絡会」は開催しなかったが、担当者間で電話やメール等で情報共有を行い、各施設の状況にあわせて運営を行った。 ひろば5所の利用者 61,616人	A:継続して実施		ウ 性別に関係なく、人権が尊重される		子ども家庭部	子育て支援課
②介護を行う家庭に対する支援													
51-1	性別役割分担意識の解消による介護の取組みの促進	情報誌を通して、性別による役割分担意識の解消などについて意識啓発を行います。			-	・男女共同参画情報誌「ウィズ新宿」145(12ページ)、146号(20ページ)各5,000部発行・配布した	・男女共同参画情報誌「ウィズ新宿」143(12ページ)、144号(20ページ)各5,000部発行・配布した	A:継続して実施		ア 家庭や地域において男女共同参画意識が高まる		子ども家庭部	男女共同参画課
51-2	性別役割分担意識の解消による介護の取組みの促進	関連する図書等の充実を図り、貸出しを行います。			-	3-3と同じ	3-3と同じ	A:継続して実施		ア 家庭や地域において男女共同参画意識が高まる		子ども家庭部	男女共同参画課
52-1	事業者に対する介護支援のための環境整備の促進	ワーク・ライフ・バランスを推進し、仕事と介護等との両立を推進するための啓発セミナーを行います。開催に当たっては、オンラインを積極的に活用し、区民等が参加しやすい体制を整えます。			-	・セミナー実施回数 3回 申込者延べ 36人 オンラインを活用し、区民等が参加しやすい体制を整えて実施した。 ・勉強会実施回数 3回 参加者延べ6人(企業間の情報交換の場) 対面形式で実施した。	・セミナー実施回数 3回 申込者延べ 114人 オンラインを活用し、区民等が参加しやすい体制を整えて実施した。 ・勉強会実施回数 3回 参加者延べ12人(企業間の情報交換の場) 対面形式で実施した。	A:継続して実施		エ 性別に関係なく、仕事と生活の調和を図ることができる		子ども家庭部	男女共同参画課
52-2	事業者に対する介護支援のための環境整備の促進	介護支援のための取組みが進んでいる企業の事例を、情報誌等で紹介します。			-	・男女共同参画情報誌「ウィズ新宿」145号・5,000部発行でワーク・ライフ・バランス推進優良企業を紹介。	・男女共同参画情報誌「ウィズ新宿」143号・5,000部発行でワーク・ライフ・バランス推進優良企業を紹介。	A:継続して実施		エ 性別に関係なく、仕事と生活の調和を図ることができる		子ども家庭部	男女共同参画課
53	介護保険サービスの基盤整備	要介護状態になっても、住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、地域に密着した介護サービスを整備します。また、家族の介護負担が軽減されるよう、ショートステイを整備します。在宅生活が困難な高齢者を支えるため、区内に特別養護老人ホームを整備します。	○	2026	小規模多機能型居宅介護等の登録定員数 9所 270人 認知症高齢者グループホームの定員数 15所 270人 ショートステイの定員数 12所 119人 区内特別養護老人ホームの定員数(指標の追加) 10所 762人	令和7年度に開設予定の小規模多機能型居宅介護と認知症高齢者グループホームの整備について、進捗管理を行った。	令和7年度に開設予定の小規模多機能型居宅介護と認知症高齢者グループホームの整備について、進捗管理を行った。	A:継続して実施		イ 性別に関係なく、生涯を通じた健康支援が期待できる		福祉部	介護保険課

No.	事業	事業概要(A)	第三次実行計画事業(B)	目標(C)		令和6年度実績(D)	(参考) 令和5年度実績(E)	令和7年度以降の取組み(予定)(G)		男女共同参画の視点でめざす効果(H)		所管部	所管
				年度	内 容			方向性	変更内容・理由等	①	②		
〈ともしかがやく〉目標3 あらゆる場面における男女共同参画の推進													
(1)働く場における女性の活躍を推進します。													
①女性の就職・再就職・起業等へのチャレンジ支援													
54-1	女性の就職・再就職・転職の支援	新宿区勤労者・仕事支援センターにおいて、女性の就職・再就職支援のためのセミナー等を実施します。			-	女性の就職や再就職支援の一環として、メイクアップセミナーを実施した。	女性の就職や再就職支援の一環として、メイクアップセミナーを実施した。	A.継続して実施		エ 性別に関係なく、仕事と生活の調和を図ることができる		文化観光産業部	消費生活就労支援課
54-2	女性の就職・再就職・転職の支援	働く女性を支援するため、講座を開催します。内容によってはオンラインを活用し、区民等が参加しやすい体制を整えます。		2027	働く女性応援講座 満足度 90%	働く女性応援講座(育児ママの再就職準備講座から変更) 満足度 100%	育児ママの再就職準備講座 満足度 100%	A.継続して実施		エ 性別に関係なく、仕事と生活の調和を図ることができる		子ども家庭部	男女共同参画課
55	起業支援の実施	高田馬場創業支援センターにおいて、「場」の提供とともに、各種セミナーや相談を通じ経営に関する基礎知識や経営ノウハウが習得できるよう、経営者の育成支援を行います。			-	・創業資金 貸付限度額 20,000千円 貸付件数 28件 貸付金額 171,950千円 ・商店街空き店舗活用支援資金 貸付限度額 20,000千円 貸付件数 5件 貸付金額 35,000千円 ・商工相談 専門相談員4名 相談件数 603件(創業相談のみの件数) ・創業支援センター 在籍者 27名(令和7年3月末)	・創業資金 貸付限度額 20,000千円 貸付件数 24件 貸付金額 154,100千円 ・商店街空き店舗活用支援資金 貸付限度額 20,000千円 貸付件数 0件 貸付金額 0千円 ・商工相談 専門相談員4名 相談件数 831件(創業相談のみの件数) ・創業支援センター 在籍者 27名(令和6年3月末)	A.継続して実施		エ 性別に関係なく、仕事と生活の調和を図ることができる		文化観光産業部	産業振興課
56	★女性デジタル人材育成支援事業の実施	女性の柔軟な働き方を実現するため、女性デジタル人材育成支援事業を実施します。			-	支援者数113名	支援対象事業所数80社(内 人材獲得事業所数30社) 雇用・就業者数 女性20人、外国人は未確認 ※中小企業へのマッチング支援事業実績	A.継続して実施		エ 性別に関係なく、仕事と生活の調和を図ることができる		文化観光産業部	消費生活就労支援課
57	ひとり親家庭への支援	「ひとり親家庭サポートガイド」により、ひとり親家庭を支援する事業の周知を図ります。 ひとり親家庭に対し、児童扶養手当等の支給、医療費の助成、家事援助者を雇う費用の助成を行うとともに、生活向上相談員を配置し、ひとり親の技能資格取得費用等の支給、就労相談、育児、家事、健康管理などの生活全般にわたる相談を行います。		2027	ひとり親家庭自立支援促進事業における就労支援により、就労形態が正規の職員または常勤となった者の割合 現状維持	・相談件数 444件 ・プログラム策定件数 6件 ・就労状況 5件 内訳 正社員 1件 常勤 2件 非常勤 0件 パート 2件 ・ひとり親家庭自立支援促進事業における就労支援により就労形態が正規の職員または常勤となったものの割合 60.0%	・相談件数 372件 ・プログラム策定件数 10件 ・就労状況 4件 内訳 正社員 0件 常勤 1件 非常勤 0件 パート 3件 ・ひとり親家庭自立支援促進事業における就労支援により就労形態が正規の職員または常勤となったものの割合 25.0%	A.継続して実施		エ 性別に関係なく、仕事と生活の調和を図ることができる		子ども家庭部	児童育成担当課
(2)政策・方針決定過程における女性の活躍を推進します。													
①女性の政策・方針決定過程への参画													
58-1	区の審議会等における女性委員の割合	区の審議会等の男女の比率について、一方の性が40%を割らないことを目指します。 女性委員のいない審議会を解消します。		2027	審議会等における女性委員の比率 40%	・対象となる審議会なし	・対象となる審議会なし					会計室	各課

No.	事業	事業概要(A)	第三次実行計画事業(B)	目標(C)		令和6年度実績(D)	(参考) 令和5年度実績(E)	令和7年度以降の取組み(予定)(G)		男女共同参画の視点でめざす効果(H)		所管部	所 管
				年度	内 容			方向性	変更内容・理由等	①	②		
58-2	区の審議会等における女性委員の割合	区の審議会等の男女の比率について、一方の性が40%を割らないことを目指します。 女性委員のいない審議会を解消します。		2027	審議会等における女性委員の比率 40%	・環境審議会は12名中6名が女性であり、40%を超えている。リサイクル清掃審議会は21名中8名が女性であり、40%に届かなかったものの、男女比の適正化に努めた。	・リサイクル清掃審議会は22名中10名が女性委員であり40%に達している。環境審議会は16名中6名が女性委員であり40%に届かなかったものの、男女比率の適正化に努めた。	A:継続して実施		オ 性別に関係なく、あらゆる分野に参画することができる		環境清掃部	各課
58-3	区の審議会等における女性委員の割合	区の審議会等の男女の比率について、一方の性が40%を割らないことを目指します。 女性委員のいない審議会を解消します。		2027	審議会等における女性委員の比率 40%	・女性委員の比率(25%)に変動はなかった。女性委員は4名中1名である。	・女性委員の比率(25%)に変動はなかった。女性委員は4名中1名である。	A:継続して実施		オ 性別に関係なく、あらゆる分野に参画することができる		監査事務局	各課
58-4	区の審議会等における女性委員の割合	区の審議会等の男女の比率について、一方の性が40%を割らないことを目指します。 女性委員のいない審議会を解消します。		2027	審議会等における女性委員の比率 40%	政治倫理審査会 (委員構成)男性4名、女性4名、合計8名(女性委員比率50%) 任期:令和5年12月1日～令和7年11月30日	政治倫理審査会 (委員構成)男性4名、女性4名、合計8名(女性委員比率50%) 任期:令和5年12月1日～令和7年11月30日	A:継続して実施		オ 性別に関係なく、あらゆる分野に参画することができる		議会事務局	各課
58-5	区の審議会等における女性委員の割合	区の審議会等の男女の比率について、一方の性が40%を割らないことを目指します。 女性委員のいない審議会を解消します。		2027	審議会等における女性委員の比率 40%	・人選にあたり、男女比について考慮し、目標の達成に努めた。	・人選にあたり、男女比について考慮し、目標の達成に努めた。	A:継続して実施		オ 性別に関係なく、あらゆる分野に参画することができる		教育委員会事務局	各課
58-6	区の審議会等における女性委員の割合	区の審議会等の男女の比率について、一方の性が40%を割らないことを目指します。 女性委員のいない審議会を解消します。		2027	審議会等における女性委員の比率 40%	・各審議会において女性委員の比率が高まるよう努めた。	・各審議会において女性委員の比率が高まるよう努めた。	A:継続して実施		オ 性別に関係なく、あらゆる分野に参画することができる		健康部	各課
58-7	区の審議会等における女性委員の割合	区の審議会等の男女の比率について、一方の性が40%を割らないことを目指します。 女性委員のいない審議会を解消します。		2027	審議会等における女性委員の比率 40%	(子ども家庭支援課) ・新宿区青少年活動推進委員 64.1% (子ども家庭課) ・新宿区次世代育成協議会 51.2% ・新宿区子ども・子育て会議 46.2%	(子ども家庭支援課) ・新宿区青少年活動推進委員 64.1% (子ども家庭課) ・子ども・子育て会議 46.2% ・新宿区男女共同参画推進会議 53.3% ・新宿区次世代育成協議会 51.2%	A:継続して実施		オ 性別に関係なく、あらゆる分野に参画することができる		子ども家庭部	各課
58-8	区の審議会等における女性委員の割合	区の審議会等の男女の比率について、一方の性が40%を割らないことを目指します。 女性委員のいない審議会を解消します。		2027	審議会等における女性委員の比率 40%	・改選後も引き続き男女比率に変動がなかった。(比率25%)	・改選後も引き続き男女比率に変動がなかった。(比率25%) (令和6年12月改選予定)	A:継続して実施		オ 性別に関係なく、あらゆる分野に参画することができる		選挙管理委員会	各課

No.	事業	事業概要 (A)	第三次実行計画事業 (B)	目標 (C)		令和6年度実績(D)	(参考) 令和5年度実績 (E)	令和7年度以降の取組み(予定) (G)		男女共同参画の視点でめざす効果 (H)		所管部	所 管
				年度	内 容			方向性	変更内容・理由等	①	②		
58-9	区の審議会等における女性委員の割合	区の審議会等の男女の比率について、一方の性が40%を割らないことを目指します。 女性委員のいない審議会を解消します。		2027	審議会等における女性委員の比率 40%	・外部評価委員会は男性11名、女性4名で26.7%の比率である。 ・区民の声委員会は男性2名、女性1名で33.3%の比率である。 ・情報公開・個人情報保護審議会は男性5名、女性2名で28.6%の比率である。 ・情報公開・個人情報保護審査会は男性3名、女性1名で25%の比率である。 ・行政不服審査会は男性3名、女性2名で40%の比率である。 ・新宿区民間提案制度提案評価委員会は男性8名、女性0名で0%の比率である。	・外部評価委員会は男性7名、女性8名で53.3%の比率である。 ・情報公開・個人情報保護審議会は男性5名、女性2名で28.6%の比率である。 ・情報公開・個人情報保護審査会は男性3名、女性1名で25%の比率である。 ・行政不服審査会は男性3名、女性2名で40%の比率である。 ・区民の声委員会は男性2名、女性1名で33.3%の比率である。 ・新宿区民間提案制度提案評価委員会は男性8名、女性0名で0%の比率である。	A:継続して実施		オ 性別に関係なく、あらゆる分野に参画することができる		総合政策部	各課
58-10	区の審議会等における女性委員の割合	区の審議会等の男女の比率について、一方の性が40%を割らないことを目指します。 女性委員のいない審議会を解消します。		2027	審議会等における女性委員の比率 40%	法や条例等で規定された職務指定委員の多くが男性である場合があり、女性委員の比率目標の達成が難しかった。	法や条例等で規定された職務指定委員の多くが男性である場合があり、女性委員の比率目標の達成が難しかった。	A:継続して実施		オ 性別に関係なく、あらゆる分野に参画することができる		総務部 (危機管理担当部含む)	各課
58-11	区の審議会等における女性委員の割合	区の審議会等の男女の比率について、一方の性が40%を割らないことを目指します。 女性委員のいない審議会を解消します。		2027	審議会等における女性委員の比率 40%	・多文化共生まちづくり会議における女性委員は、32人中17人であり、53.1%を達成した。(多文化共生推進課) ・協働支援会議について、女性委員比率が40%に満たなかった。(地域コミュニティ課) ・スポーツ推進委員及びスポーツ環境会議について、女性委員比率が40%に満たなかった。(生涯学習スポーツ課)	・多文化共生まちづくり会議における女性委員は、32人中18人であり、56.3%を達成した。(多文化共生推進課) ・スポーツ推進委員及びスポーツ環境会議について、女性委員比率が40%に満たなかった。(生涯学習スポーツ課)	A:継続して実施		オ 性別に関係なく、あらゆる分野に参画することができる	ク 男女共同参画推進体制の整備・充実を図ることができる	地域振興部	各課
58-12	区の審議会等における女性委員の割合	区の審議会等の男女の比率について、一方の性が40%を割らないことを目指します。 女性委員のいない審議会を解消します。		2027	審議会等における女性委員の比率 40%	・審議会等の委員の任命にあたり、女性の比率が高まるよう努めた。 ・8審議会等(都市計画、景観まちづくり、住宅まちづくり等)の女性委員比率平均 24.3%	・審議会等の委員の任命にあたり、女性の比率が高まるよう努めた。 ・8審議会等(都市計画、景観まちづくり、住宅まちづくり等)の女性委員比率平均 22.5%	A:継続して実施		オ 性別に関係なく、あらゆる分野に参画することができる		都市計画部	各課
58-13	区の審議会等における女性委員の割合	区の審議会等の男女の比率について、一方の性が40%を割らないことを目指します。 女性委員のいない審議会を解消します。		2027	審議会等における女性委員の比率 40%	・各審議会等の委員構成において、女性委員の比率が高まるように努めた。	・福祉部において、一方の性が40%以上の審議会等が全体の約6割であった。 ・女性委員のいない審議会を解消できた。	A:継続して実施		オ 性別に関係なく、あらゆる分野に参画することができる	カ 地域の安心・安全な生活の確保に向けて、男女共同参画の視点を導入できる	福祉部	各課

No.	事業	事業概要(A)	第三次実行計画事業(B)	目標(C)		令和6年度実績(D)	(参考) 令和5年度実績(E)	令和7年度以降の取組み(予定)(G)		男女共同参画の視点でめざす効果(H)		所管部	所管
				年度	内 容			方向性	変更内容・理由等	①	②		
58-14	区の審議会等における女性委員の割合	区の審議会等の男女の比率について、一方の性が40%を割らないことを目指します。女性委員のいない審議会を解消します。		2027	審議会等における女性委員の比率 40%	・新宿区産業振興会議は2年を1期として運営しており、令和5年度改選後の女性比率15.4%から変更なし。 ・新宿区文化芸術振興会議は2年を1期として運営しており、令和6年度改選後、委員10名のうち女性委員は4名で、女性委員の占める割合は40%となっている。	・文化財保護審議会の委員10名のうち女性委員は1名で、女性委員の占める割合は10.0%となり、達成できなかった。 ・新宿区産業振興会議は、令和4年度の女性委員の比率が7.7%に対し、令和5年度は15.4%と若干の改善はしたが、目標の水準には至らなかった。	A:継続して実施		オ 性別に関係なく、あらゆる分野に参画することができる		文化観光産業部	各課
58-15	区の審議会等における女性委員の割合	区の審議会等の男女の比率について、一方の性が40%を割らないことを目指します。女性委員のいない審議会を解消します。		2027	審議会等における女性委員の比率 40%	【みどり公園課】 ・みどりの推進審議会15名中、女性委員が5名となり40%を下回ったが、女性委員からの意見も積極的に出ている。今後は女性委員の比率を高めるよう積極的な登用に努める。 【交通対策課】 ・新宿区自転車等駐輪対策協議会では委員20名中2名が女性で40%を下回っているが、協議会副会長に女性に就任していただき、意見や提案を幅広くいただいている。 ・交通安全協議会66名中17名が女性。女性委員の人数が前年度より6名増えた。	【みどり公園課】 ・みどりの推進審議会15名中、女性委員が5名となり40%を下回ったが、女性委員からの意見も積極的に出ている。今後は女性委員の比率を高めるよう積極的な登用に努める。 【交通対策課】 ・新宿区自転車等駐輪対策協議会については、令和5年度は未開催のため委員委嘱なし。 ・交通安全協議会66名中11名が女性	A:継続して実施		オ 性別に関係なく、あらゆる分野に参画することができる	カ 地域の安心・安全な生活の確保に向けて、男女共同参画の視点を導入できる	みどり土木部	各課
59	政策・方針決定過程への女性の参画に向けた意識啓発	情報誌等を通じて、あらゆる場面における女性の政策・方針決定過程への参画に向けた意識啓発を行います。		-	-	・男女共同参画情報誌「ウィズ新宿」公募編集委員による編集・発行 ・性と生の講座 2回 申込者延べ59人(オンラインで実施) ・男女共同参画講座 4回 申込者延べ115人(オンラインと対面で実施) ・区民団体との連携講座 2回 申込者延べ58人(対面で実施)	・男女共同参画情報誌「ウィズ新宿」公募編集委員による編集・発行 ・性と生の講座 2回 申込者延べ86人(オンラインで実施) ・男女共同参画講座 4回 申込者延べ73人(オンラインと対面で実施) ・区民団体との連携講座 1回 申込者延べ10人(対面で実施)	A:継続して実施		ウ 性別に関係なく、人権が尊重される	ク 男女共同参画推進体制の整備・充実を図ることができる	子ども家庭部	男女共同参画課
②区職員における女性活躍の推進													
60-1	政策・方針決定過程への女性職員の参画の推進	区の女性職員が積極的に管理監督者を目指すよう、ワーク・ライフ・バランスの推進等、管理職や係長級職員として働きやすい環境を整えます。		-	-	・性別にとらわれず事務分担を決定した。	・性別にとらわれず事務分担を決定した。	A:継続して実施		オ 性別に関係なく、あらゆる分野に参画することができる		会計室	各課
60-2	政策・方針決定過程への女性職員の参画の推進	区の女性職員が積極的に管理監督者を目指すよう、ワーク・ライフ・バランスの推進等、管理職や係長級職員として働きやすい環境を整えます。		-	-	・ワーク・ライフ・バランスの推進に向け、男女を問わず職員が育児休暇を取得しやすい職場環境づくりに努めた。 ・職員間のコミュニケーションや課内ミーティング等の定期的実施により、男女とも意見の言いやすい環境の充実に努めた。	・ワーク・ライフ・バランスの推進に向け、男女を問わず職員が育児休暇を取得しやすい職場環境づくりに努めた。 ・職員間のコミュニケーションや課内ミーティング等の定期的実施により、男女とも意見の言いやすい環境の充実に努めた。	A:継続して実施		エ 性別に関係なく、仕事と生活の調和を図ることができる		環境清掃部	各課

No.	事業	事業概要(A)	第三次実行計画事業(B)	目標(C)		令和6年度実績(D)	(参考) 令和5年度実績(E)	令和7年度以降の取組み(予定)(G)		男女共同参画の視点でめざす効果(H)		所管部	所 管
				年度	内 容			方向性	変更内容・理由等	①	②		
60-3	政策・方針決定過程への女性職員の参画の推進	区の女性職員が積極的に管理監督者を目指すよう、ワーク・ライフ・バランスの推進等、管理職や係長級職員として働きやすい環境を整えます。			-	・女性職員が積極的に管理監督者を目指すよう、ワーク・ライフ・バランスの考え方に立ち、働きやすい環境を整えた。	・女性職員が積極的に管理監督者を目指すよう、ワーク・ライフ・バランスの考え方に立ち、働きやすい環境を整えた。	A.継続して実施		エ 性別に関係なく、仕事と生活の調和を図ることができる		監査事務局	各課
60-4	政策・方針決定過程への女性職員の参画の推進	区の女性職員が積極的に管理監督者を目指すよう、ワーク・ライフ・バランスの推進等、管理職や係長級職員として働きやすい環境を整えます。			-	・区の女性職員が積極的に管理監督者を目指すよう、ワーク・ライフ・バランスの推進等、管理職や係長級職員として働きやすい環境を整えるようにした。	・区の女性職員が積極的に管理監督者を目指すよう、ワーク・ライフ・バランスの推進等、管理職や係長級職員として働きやすい環境を整えるようにした。	A.継続して実施		エ 性別に関係なく、仕事と生活の調和を図ることができる		議会事務局	各課
60-5	政策・方針決定過程への女性職員の参画の推進	区の女性職員が積極的に管理監督者を目指すよう、ワーク・ライフ・バランスの推進等、管理職や係長級職員として働きやすい環境を整えます。			-	・ワーク・ライフ・バランスの推進等、女性職員が積極的に管理監督者を目指すよう、働きやすい環境の整備に努めた。	・ワーク・ライフ・バランスの推進等、女性職員が積極的に管理監督者を目指すよう、働きやすい環境の整備に努めた。	A.継続して実施		エ 性別に関係なく、仕事と生活の調和を図ることができる	ク 男女共同参画推進体制の整備・充実を図ることができる	教育委員会事務局	各課
60-6	政策・方針決定過程への女性職員の参画の推進	区の女性職員が積極的に管理監督者を目指すよう、ワーク・ライフ・バランスの推進等、管理職や係長級職員として働きやすい環境を整えます。			-	・ワーク・ライフ・バランスを意識し、性別にとらわれない事務分担の決定を行った。	・ワーク・ライフ・バランスを意識し、性別にとらわれない事務分担の決定を行った。	A.継続して実施		ク 男女共同参画推進体制の整備・充実を図ることができる		健康部	各課
60-7	政策・方針決定過程への女性職員の参画の推進	区の女性職員が積極的に管理監督者を目指すよう、ワーク・ライフ・バランスの推進等、管理職や係長級職員として働きやすい環境を整えます。			-	・ワーク・ライフ・バランスの推進等、管理職や係長級職員として働きやすい環境を整えるように努めた。	・ワーク・ライフ・バランスの推進等、管理職や係長級職員として働きやすい環境を整えるように努めた。	A.継続して実施		エ 性別に関係なく、仕事と生活の調和を図ることができる	ク 男女共同参画推進体制の整備・充実を図ることができる	子ども家庭部	各課
60-8	政策・方針決定過程への女性職員の参画の推進	区の女性職員が積極的に管理監督者を目指すよう、ワーク・ライフ・バランスの推進等、管理職や係長級職員として働きやすい環境を整えます。			-	・育児休暇の取得など、女性職員が働きやすい環境を整えるとともにワーク・ライフ・バランスを推進するよう配慮した。	・育児休暇の取得など、女性職員が働きやすい環境を整えるとともにワーク・ライフ・バランスを推進するよう配慮したが、対象となる職員がいなかった。	A.継続して実施		エ 性別に関係なく、仕事と生活の調和を図ることができる		選挙管理委員会	各課
60-9	政策・方針決定過程への女性職員の参画の推進	区の女性職員が積極的に管理監督者を目指すよう、ワーク・ライフ・バランスの推進等、管理職や係長級職員として働きやすい環境を整えます。			-	・職員間のコミュニケーションや課内ミーティング等の定期的実施により、男女とも意見の言いやすい環境の充実に努めた。 ・男女問わず、本人の能力・経験等に基づき、チーフ等の役割を担ってもらうなど、女性職員も管理職や係長級職員を目指すような職場環境を整えた。 ・各種昇任選考において、所属長等による受験勧奨を、男女問わず行った。	・職員間のコミュニケーションや課内ミーティング等の定期的実施により、男女とも意見の言いやすい環境の充実に努めた。 ・男女問わず、本人の能力・経験等に基づき、チーフ等の役割を担ってもらうなど、女性職員も管理職や係長級職員を目指すような職場環境を整えた。 ・各種昇任選考において、所属長等による受験勧奨を、男女問わず行った。	A.継続して実施		エ 性別に関係なく、仕事と生活の調和を図ることができる	オ 性別に関係なく、あらゆる分野に参画することができる	総合政策部(自治創造研究所含む)	各課
60-10	政策・方針決定過程への女性職員の参画の推進	区の女性職員が積極的に管理監督者を目指すよう、ワーク・ライフ・バランスの推進等、管理職や係長級職員として働きやすい環境を整えます。			-	各種昇任選考において、所属長等による受験勧奨を、男女問わず行った。	各種昇任選考において、所属長等による受験勧奨を、男女問わず行った。	A.継続して実施		エ 性別に関係なく、仕事と生活の調和を図ることができる		総務部(危機管理担当部含む)	各課
60-11	政策・方針決定過程への女性職員の参画の推進	区の女性職員が積極的に管理監督者を目指すよう、ワーク・ライフ・バランスの推進等、管理職や係長級職員として働きやすい環境を整えます。			-	・男女問わず管理監督者を目指すよう、働きやすい環境を整え、ワークライフバランスを推進するよう努めた。	・男女問わず管理監督者を目指すよう、働きやすい環境を整え、ワークライフバランスを推進するよう努めた。(多文化共生推進課)	A.継続して実施		エ 性別に関係なく、仕事と生活の調和を図ることができる	ク 男女共同参画推進体制の整備・充実を図ることができる	地域振興部	各課

No.	事業	事業概要(A)	第三次実行計画事業(B)	目標(C)		令和6年度実績(D)	(参考) 令和5年度実績(E)	令和7年度以降の取組み(予定)(G)		男女共同参画の視点でめざす効果(H)		所管部	所 管
				年度	内 容			方向性	変更内容・理由等	①	②		
60-12	政策・方針決定過程への女性職員の参画の推進	区の女性職員が積極的に管理監督者を目指すよう、ワーク・ライフ・バランスの推進等、管理職や係長級職員として働きやすい環境を整えます。			-	・部で係長昇任選考対策を行うなど、女性職員も取り組みやすい体制を整えた。 ・育児休業や部分休業など取得しやすい環境を整え、ワーク・ライフ・バランスの推進に努めた。	・部で係長昇任選考対策を行うなど、女性職員も取り組みやすい体制を整えた。 ・育児休業や部分休業など取得しやすい環境を整え、ワーク・ライフ・バランスの推進に努めた。	A:継続して実施		エ 性別に関係なく、仕事と生活の調和を図ることができる		都市計画部	各課
60-13	政策・方針決定過程への女性職員の参画の推進	区の女性職員が積極的に管理監督者を目指すよう、ワーク・ライフ・バランスの推進等、管理職や係長級職員として働きやすい環境を整えます。			-	・ワーク・ライフ・バランスの推進に向け、男女を問わず職員が働きやすく、風通しのよい職場環境づくりに努めた。	・ワーク・ライフ・バランスの推進に向け、男女を問わず職員が働きやすく、風通しのよい職場環境づくりに努めた。	A:継続して実施		エ 性別に関係なく、仕事と生活の調和を図ることができる	オ 性別に関係なく、あらゆる分野に参画することができる	福祉部	各課
60-14	政策・方針決定過程への女性職員の参画の推進	区の女性職員が積極的に管理監督者を目指すよう、ワーク・ライフ・バランスの推進等、管理職や係長級職員として働きやすい環境を整えます。			-	・ワーク・ライフ・バランスの推進等、管理職や係長級職員として職場環境の整備に努めた。	・ワーク・ライフ・バランスの推進等、管理職や係長級職員として職場環境の整備に努めた。	A:継続して実施		エ 性別に関係なく、仕事と生活の調和を図ることができる		文化観光産業部	各課
60-15	政策・方針決定過程への女性職員の参画の推進	区の女性職員が積極的に管理監督者を目指すよう、ワーク・ライフ・バランスの推進等、管理職や係長級職員として働きやすい環境を整えます。			-	【土木管理課】 ・男女ともに働きやすい職場を目指し、部分休業や休憩時間の特例取得者を課全体でサポートできる体制づくりに努めた。 【道路課】 ・職員間でサポートし合うことで、性別に関係なく休暇制度や休憩時間の特例を取得しやすい環境づくりに努めた。 【みどり公園課】 ・課全体でコミュニケーションを取り合いながら、職員の産休及び育児取得をサポートする体制づくりに努めた。 【交通対策課】 ・性別に関係なく子の看護休暇や出産に係る休暇制度を取得しやすい環境体制を整え、ワーク・ライフ・バランスの推進に努めた。	【土木管理課】 ・男女ともに働きやすい職場を目指し、部分休業や休憩時間の特例取得者を課全体でサポートできる体制づくりに努めた。 【道路課】 ・職員間でサポートし合うことで、性別に関係なく休暇制度や休憩時間の特例を取得しやすい環境づくりに努めた。 【みどり公園課】 ・課全体でコミュニケーションを取り合いながら、職員の産休及び育児取得をサポートする体制づくりに努めた。 【交通対策課】 ・性別に関係なく子の看護休暇や出産に係る休暇制度を取得しやすい環境体制を整え、ワーク・ライフ・バランスの推進に努めた。	A:継続して実施		エ 性別に関係なく、仕事と生活の調和を図ることができる	オ 性別に関係なく、あらゆる分野に参画することができる	みどり土木部	各課
60-16	政策・方針決定過程への女性職員の参画の推進	各職員の能力や適性に基づき職員配置や職務分担を決定するとともに、男女ともにライフイベントを踏まえた昇任を支援します。 ・研修履修単位制度導入による係長職昇任能力実証等 ・育児、介護等のライフイベントを踏まえた任用待機制度		2027	部長級に占める女性職員の割合 20% 課長級に占める女性職員の割合 30% 課長補佐に占める女性職員割合 35% 係長職・主査に占める女性職員の割合 50%	部長級に占める女性職員の割合 11.1% 課長級に占める女性職員の割合 25.3% 課長補佐に占める女性職員割合 31.1% 係長職・主査に占める女性職員の割合 46.3%	管理職に占める女性職員の割合 20.9%(再任用フルタイム職員を含む割合 20.6%) 課長補佐に占める女性職員割合 31.1%(再任用フルタイム職員を含む割合 28.8%) 係長級に占める女性職員の割合 50.1%(再任用フルタイム職員を含む割合 46.6%)	A:継続して実施		エ 性別に関係なく、仕事と生活の調和を図ることができる	オ 性別に関係なく、あらゆる分野に参画することができる	総務部	人事課

No.	事業	事業概要 (A)	第三次実 行計画事 業 (B)	目標 (C)		令和6年度実績(D)	(参考) 令和5年度実績 (E)	令和7年度以降の取組み(予定) (G)		男女共同参画の視点で めざす効果 (H)		所管部	所 管
				年度	内 容			方向性	変更内容・理由等	①	②		
(3)地域における男女共同参画を推進します。													
①地域活動での男女共同参画の推進													
61	地域活動への参加の促進	全庁で行われている様々な人材募集・育成事業を一括して紹介し、地域活動に関心のある方が自分に合ったものを見つけられるよう周知します。 地域活動を支える人材育成を目指します。			-	全庁で行われている様々な地域活動・人材育成事業の一覧を冊子形式 (PDF) で作成し、ホームページに公開することで、地域活動を支える人材育成を促進した (冊子の紙媒体での印刷は令和5年度で終了)。	全庁で行われている様々な地域活動・人材育成事業の一覧を区ホームページから円滑に検索する仕組みをつくり、地域活動を支える人材育成を促進した (冊子の発行は令和5年度で終了)。	A:継続して実施		オ 性別に関係なく、あらゆる分野に参画することができる	カ 地域の安心・安全な生活の確保に向けて、男女共同参画の視点を導入できる	地域振興部	地域コミュニティ課
62	女性の視点を踏まえた配慮を要する方への避難所運営体制の充実	避難所において、女性をはじめ配慮を要する方の視点を取り入れた避難所の管理運営体制の充実を図ります。	○			女性をはじめ配慮を要する方の視点でのワークショップやシンポジウムでの意見を踏まえ、避難所運営管理マニュアルの標準版の改定に向けた準備を進めた。	【第1回ワークショップ(講演会)】 ・韮筈町・若松町地区合同開催 28名 【第2回ワークショップ(避難所見学)】 ・韮筈町地区(牛込第三中学校) 12名 ・若松町地区(余丁町小学校) 13名 【第3回ワークショップ(避難所運営検討)】 ・韮筈町地区 13名 ・若松町地区 14名 【総括的なシンポジウムの開催】 参加者数 39名	A:継続して実施	改定した避難所管理運営マニュアルの標準版を元に避難所毎のマニュアルを改定するとともに、マニュアル改定を踏まえた避難所訓練を実施するなど、女性の視点等を踏まえた避難所運営体制の充実を図る。	カ 地域の安心・安全な生活の確保に向けて、男女共同参画の視点を導入できる		総務部 (危機管理担当部含む)	危機管理課
②家庭・地域団体での男女共同参画の推進													
63-1	家庭・地域団体に対する多様な学習機会や情報の提供	PTA等が主体的に取り組む家庭教育講座の担当者向け研修会での事例の情報提供等を通じて、男女共同参画の推進の一助とします。				18-1の記入に以下を追加 ・PTAへの専門家派遣 小学校4回	18-1の記入に以下を追加 ・PTAへの専門家派遣 4回(幼稚園1回小学校2回中学校1回)	A:継続して実施		ア 家庭や地域において男女共同参画意識が高まる	オ 性別に関係なく、あらゆる分野に参画することができる	教育委員会事務局	教育支援課
63-2	家庭・地域団体に対する多様な学習機会や情報の提供	区民プロデュース講座を開催し、区民や区内の学習団体が男女の別なく自主的に講座を企画・運営する機会を提供します。				高齢者教養講座支援事業および広報活動支援の延べ申請事業数 8事業	18-2と同じ	A:継続して実施		イ 性別に関係なく、生涯を通じた健康支援が期待できる		地域振興部	生涯学習スポーツ課
63-3	家庭・地域団体に対する多様な学習機会や情報の提供	レガスマつりや生涯学習館まつり等を開催することにより、男女ともに参加していくきっかけづくりにします。				生涯学習館まつりを全5館で開催 全5館で実施 生涯学習館まつり参加団体数 登録団体数の30%	18-3と同じ	A:継続して実施		イ 性別に関係なく、生涯を通じた健康支援が期待できる		地域振興部	生涯学習スポーツ課
63-4	家庭・地域団体に対する多様な学習機会や情報の提供	職場以外の地域活動等に疎遠になりがちな方を対象に、学習活動普及事業をライフアップ講座として実施し、男女ともに活動に参加していくきっかけづくりにします。			-		18-4と同じ	A:継続して実施		イ 性別に関係なく、生涯を通じた健康支援が期待できる	エ 性別に関係なく、仕事と生活の調和を図ることができる	地域振興部	生涯学習スポーツ課
63-5	家庭・地域団体に対する多様な学習機会や情報の提供	指導者を希望する区民を、生涯学習支援者バンクに登録し、必要とする区民に紹介します。			-		18-5と同じ	A:継続して実施		エ 性別に関係なく、仕事と生活の調和を図ることができる	オ 性別に関係なく、あらゆる分野に参画することができる	地域振興部	生涯学習スポーツ課

No.	事業	事業概要(A)	第三次実行計画事業(B)	目標(C)		令和6年度実績(D)	(参考) 令和5年度実績(E)	令和7年度以降の取組み(予定)(G)		男女共同参画の視点でめざす効果(H)		所管部	所管
				年度	内 容			方向性	変更内容・理由等	①	②		
63-6	家庭・地域団体に対する多様な学習機会や情報の提供	新宿未来創造財団ホームページで各種事業案内・講座申込み・施設利用情報管理・各種情報提供を行います。			-	18-6と同じ	18-6と同じ	A:継続して実施		オ 性別に関係なく、あらゆる分野に参画することができる	ア 家庭や地域において男女共同参画意識が高まる	地域振興部	生涯学習スポーツ課
64	地域の人材育成支援	地域のリーダーの発掘・育成のため、各種催しや講座の企画・運営にあたり、できる限り実行委員会方式を取り入れます。			-	59と同じ	59と同じ	A:継続して実施		ア 家庭や地域において男女共同参画意識が高まる		子ども家庭部	男女共同参画課
(4)教育の場における男女共同参画を推進します。													
①教育分野における男女共同参画の推進													
65-1	男女共同参画の視点からの教育活動の編成	各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動において、個性尊重及び男女平等の考えが児童・生徒に身に付くよう指導します。		2027	人権尊重の考え方に基づく教育課程の編成 すべての区立学校で実施	すべての区立学校(園)が、人権尊重の理念に基づき教育計画を編成した。	すべての区立学校(園)が、人権尊重の理念に基づき教育計画を編成した。	A:継続して実施		ウ 性別に関係なく、人権が尊重される	オ 性別に関係なく、あらゆる分野に参画することができる	教育委員会事務局	教育指導課
65-2	男女共同参画の視点からの教育活動の編成	男女共同参画を考える啓発誌により、小学5年生と中学2年生(31(2019)年度から)に対して、男女平等の意識啓発を進めます。			-	・小学校高学年向け啓発誌「みんないきいき」の配付:2,031部 ・中学生向け啓発誌「みんなちがっていい」の配布:986部	・小学校高学年向け啓発誌「みんないきいき」の配付:1,972部 ・中学生向け啓発誌「みんなちがっていい」の配布:1,085部	A:継続して実施		ア 家庭や地域において男女共同参画意識が高まる		子ども家庭部	男女共同参画課
66	適切な進路指導の徹底	児童・生徒が進路を選択する際、性の違いによる先入観にとらわれることなく、個性と能力に基づく主体的選択ができるよう、適切な進路指導を行います。		2027	進路指導主任会の開催 年4回	・進路指導主任会の開催(年間4回) ・中学校による職場体験(中学校10校 第2学年)を実施し、3日間の職場体験と2日間の事前事後学習により適切な職業観の育成につなげた。	・進路指導主任会の開催(年間4回) ・中学校による職場体験(中学校10校 第2学年)を実施し、3日間の職場体験と2日間の事前事後学習により適切な職業観の育成につなげた。	A:継続して実施		ウ 性別に関係なく、人権が尊重される	オ 性別に関係なく、あらゆる分野に参画することができる	教育委員会事務局	教育指導課
②教職員の男女共同参画の推進													
67	男女平等教育研修の充実	男女共同参画への理解を促進し、人権尊重の精神に根ざした教育を進めるため、教職員を対象とした人権教育研修を充実し、意識を高めます。		2027	人権教育研修会の参加率 100%	・教育管理職対象の人権教育研修会については、すべての管理職が受講した。 ・初任者研修会や中堅教諭等資質向上研修の中で、人権教育の研修を計画的に開催した。	・教育管理職対象の人権教育研修会については、すべての管理職が受講した。 ・初任者研修会や中堅教諭等資質向上研修の中で、人権教育の研修を計画的に開催した。	A:継続して実施		ウ 性別に関係なく、人権が尊重される	キ あらゆる暴力を防止することが期待できる	教育委員会事務局	教育指導課
68	女性教職員の管理職昇任選考等の受験奨励	女性教職員の管理職及び主幹教諭等への昇任選考の受験を推奨します。			-	・小学校 校長29名中、女性校長8名 副校長29名中、女性副校長8名 ・中学校・特別支援学校 校長11名中、女性校長1名 副校長11名中、女性副校長1名	・小学校 校長29名中、女性校長6名 副校長29名中、女性副校長10名 ・中学校・特別支援学校 校長11名中、女性校長1名 副校長11名中、女性副校長2名	A:継続して実施		オ 性別に関係なく、あらゆる分野に参画することができる	ク 男女共同参画推進体制の整備・充実を図ることができる	教育委員会事務局	教育指導課
③保護者への男女共同参画に関する情報の発信													
69	保護者への学習機会や情報の提供	情報誌で、子どもの保護者を対象に、男女共同参画に関する学習機会や情報提供を行います。			-	・性と生の講座 2回 申込者延べ59人(オンラインで実施) ・男女共同参画講座 4回 申込者延べ115人(オンラインと対面で実施) ・区民団体との連携講座 2回 申込者延べ58人(対面で実施)	・性と生の講座 2回 申込者延べ86人(オンラインで実施) ・男女共同参画講座 4回 申込者延べ73人(オンラインと対面で実施) ・区民団体との連携講座 1回 申込者延べ10人(対面で実施)	A:継続して実施		ア 家庭や地域において男女共同参画意識が高まる		子ども家庭部	男女共同参画課

No.	事業	事業概要(A)	第三次実行計画事業(B)	目標(C)		令和6年度実績(D)	(参考) 令和5年度実績(E)	令和7年度以降の取組み(予定)(G)		男女共同参画の視点でめざす効果(H)		所管部	所 管
				年度	内 容			方向性	変更内容・理由等	①	②		
〈ともにおもいやる〉目標4 人権の尊重と配偶者等からの暴力のない安心できる社会の実現													
(1) 配偶者等からの暴力の防止に向けた意識啓発と情報提供を行います。													
① 配偶者等からの暴力の防止に向けた取組みの推進													
70-1	「女性の人権」に関する意識の向上	「女性の人権」に関する広報・啓発活動を進め、女性に対する暴力の根絶に向けて、社会全体の意識の向上を図ります。			-	・DV防止啓発講座 3回 申込者延べ137人(オンラインで実施) ・男女共同参画情報誌「ウイズ新宿」145、146号 各5,000部発行	・DV防止啓発講座 3回 申込者延べ137人(オンラインで実施) ・男女共同参画情報誌「ウイズ新宿」143、144号 各5,000部発行	A.継続して実施		ウ 性別に関係なく、人権が尊重される	キ あらゆる暴力を防止することが期待できる	子ども家庭部	男女共同参画課
70-2	「女性の人権」に関する意識の向上	女性の性に関する講座を実施します。開催に当たっては、オンラインを積極的に活用し、区民等が参加しやすい体制を整えます。		2027	講座アンケートにおける満足度 90%	・DV防止啓発講座 3回 申込者延べ74人 講座の満足度91.7% ・性と生の講座 2回 申込者延べ59人 講座の満足度95% いずれもオンラインを活用し、区民等が参加しやすい体制を整えて実施した。	・DV防止啓発講座 3回 申込者延べ137人 講座の満足度97.9% ・性と生の講座 2回 申込者延べ86人 講座の満足度100% いずれもオンラインを活用し、区民等が参加しやすい体制を整えて実施した。	A.継続して実施		ウ 性別に関係なく、人権が尊重される	キ あらゆる暴力を防止することが期待できる	子ども家庭部	男女共同参画課
71-1	配偶者等からの暴力の防止に関する理解の促進	配偶者等からの暴力に関する正しい知識や理解を促進するための講座を開催します。開催に当たっては、オンラインを積極的に活用し、区民等が参加しやすい体制を整えます。また、情報誌や広報紙・ホームページ等により情報発信を行います。		2023	DVに関する認識度(区政モニターアンケート) 80%	・DV防止啓発講座 3回 申込者延べ74人(オンラインで実施) ・女性問題に関する相談機関連携会議を2回開催 ・6年度 区政モニターアンケート(第1回) DVに関する設問で「DVだと思う行為」の認識度 77.6% ・男女共同参画情報誌「ウイズ新宿」146号でDV相談窓口の記事を掲載 ・女性に対する暴力をなくす運動期間にあわせて、広報紙と大型ビジョン、ホームページで情報発信した。	・DV防止啓発講座 3回 申込者延べ137人(オンラインで実施) ・女性問題に関する相談機関連携会議を2回開催 ・5年度 区政モニターアンケート(第1回) DVに関する設問で「DVだと思う行為」の認識度 75.6% ・男女共同参画情報誌「ウイズ新宿」144号でDV相談窓口の記事を掲載 ・女性に対する暴力をなくす運動期間にあわせて、広報紙と大型ビジョン、ホームページで情報発信した。	A.継続して実施		ウ 性別に関係なく、人権が尊重される	キ あらゆる暴力を防止することが期待できる	子ども家庭部	男女共同参画課
71-2	配偶者等からの暴力の防止に関する理解の促進	配偶者等からの暴力を防止するためのパンフレット等を作成し、配付するほか、啓発用動画を作成し、大型ビジョンやホームページ上で放映していきます。			-	・DV防止のための啓発用のカードやパープルリボンピンバッジを作成し、配布した ・DV防止のための啓発用動画を、女性に対する暴力をなくす運動期間にあわせて大型ビジョンで放映し、ホームページでも配信した ・男女共同参画情報誌「ウイズ新宿」146号でDV相談窓口の記事を掲載した	・DV防止のための啓発用のカードやパープルリボンピンバッジを作成し、配布した ・DV防止のための啓発用動画を、女性に対する暴力をなくす運動期間にあわせて大型ビジョンで放映し、ホームページでも配信した ・男女共同参画情報誌「ウイズ新宿」144号でDV相談窓口の記事を掲載した	A.継続して実施		ウ 性別に関係なく、人権が尊重される	キ あらゆる暴力を防止することが期待できる	子ども家庭部	男女共同参画課
71-3	配偶者等からの暴力の防止に関する理解の促進	区・都の関係機関、警察、各種団体などで構成される女性問題に関する相談機関連携会議において、加害者に対する暴力再発防止のための取組みを行います。			-	女性問題に関する相談機関連携会議を2回開催した	女性問題に関する相談機関連携会議を2回開催した	A.継続して実施		ウ 性別に関係なく、人権が尊重される	キ あらゆる暴力を防止することが期待できる	子ども家庭部	男女共同参画課
72-1	若年層に向けたDV防止啓発の実施	学生などの若年層を対象とした「デートDV」に関する講座を実施するとともに、パンフレット等を利用した早期からの啓発活動を行うことで、DVの被害者にも加害者にもならないための意識づくりを行います。			-	・DV防止啓発講座 3回 申込者延べ74人(オンラインで実施) ・男女共同参画情報誌「ウイズ新宿」146号でDV相談窓口の記事を掲載	・DV防止啓発講座 3回 申込者延べ137人(オンラインで実施) ・男女共同参画情報誌「ウイズ新宿」144号でDV相談窓口の記事を掲載	A.継続して実施		ウ 性別に関係なく、人権が尊重される	キ あらゆる暴力を防止することが期待できる	子ども家庭部	男女共同参画課

No.	事業	事業概要(A)	第三次実行計画事業(B)	目標(C)		令和6年度実績(D)	(参考) 令和5年度実績(E)	令和7年度以降の取組み(予定)(G)		男女共同参画の視点でめざす効果(H)		所管部	所 管
				年度	内 容			方向性	変更内容・理由等	①	②		
72-2	若年層に向けたDV防止啓発の実施	中学2年生に配布する男女共同参画啓発誌を通じて、デートDVに関する正しい知識や理解を促進するための意識啓発を行います。			-	中学生向け啓発誌「みんなちがっていい!」で、デートDVに関する意識啓発を行った(986部配布)	中学生向け啓発誌「みんなちがっていい!」で、デートDVに関する意識啓発を行った(1,085部配布)	A:継続して実施		ウ 性別に関係なく、人権が尊重される	キ あらゆる暴力を防止することが期待できる	子ども家庭部	男女共同参画課
②虐待等の暴力の防止に向けた取組みの推進													
73-1	児童虐待やいじめの防止に向けた取組み	子どもと家庭のさまざまなニーズにきめ細かな対応をしていくため、子ども総合センター及び子ども家庭支援センターでは、児童虐待防止に取り組み、支援や見守り体制を強化していきます。また、虐待などの問題から子どもを守るため、児童相談所の設置について検討しつつ、特区連携による取組みとして東京都児童相談センター内に設置した新宿区子ども総合センター分室の効果も踏まえ、新宿区の子どもや子育て家庭にとって最適な児童相談体制の整備に向けて取り組んでいきます。			-	・虐待等の子どもの権利侵害に対して、子ども自身や保護者が安心して相談できる仕組みを強化するとともに、子ども総合センターを中心として保健センターや教育委員会、児童相談所、医療機関、警察及び配偶者暴力相談支援センターなどの関係機関と連携して、問題解決のための支援を行った。 ・こども家庭センターの設置により、母子保健と児童福祉の相談体制を一体的に運営し、妊娠期から子育て期における切れ目のない支援を行った。 ・児童相談所設置を含めた区の児童相談体制を担う人材確保・育成のため、児童相談所等への派遣研修(派遣者:28名)を行うとともに、区の児童相談体制全体の課題の検討や解決へ向けて、有識者からの意見聴取等、情報収集を行った。また、子ども総合センター分室の機能を一部拡充し、都区間の連携を強化し虐待対応等の迅速化を図った。	・虐待等の子どもの権利侵害に対して、子ども自身や保護者が安心して相談できる仕組みを強化するとともに、子ども総合センターを中心として保健センターや教育委員会、児童相談所、医療機関、警察及び配偶者暴力相談支援センターなどの関係機関と連携して、問題解決のための支援を行った。 ・育児の不安や虐待のリスクのある保護者に対して、サービスを提供することで、育児の負担感や困難感を軽減し、虐待の発生予防に努めた。 ・児童相談所の設置に向けた人材確保・育成のため、児童相談所等への派遣研修(派遣者:32名)を行うとともに、児童相談所の設置に向けた課題の検討や解決へ向けて、有識者からの意見聴取等、情報収集を行った。	A:継続して実施		ウ 性別に関係なく、人権が尊重される	キ あらゆる暴力を防止することが期待できる	子ども家庭部	子ども相談支援課
73-2	児童虐待やいじめの防止に向けた取組み	人権教育を推進します。		2027	人権教育研修会の参加率 100%	・すべての区立学校(園)が、人権尊重の理念に基づき教育計画を編成した。 ・各学校で、「学校いじめ防止基本方針(総称)」に基づく取組を実施した。	・すべての区立学校(園)が、人権尊重の理念に基づき教育計画を編成した。 ・各学校で、「学校いじめ防止基本方針(総称)」に基づく取組を実施した。	A:継続して実施		ウ 性別に関係なく、人権が尊重される	キ あらゆる暴力を防止することが期待できる	教育委員会事務局	教育指導課
73-3	児童虐待やいじめの防止に向けた取組み	各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動において、男女平等の考えについて指導します。			-	・すべての区立学校(園)が、人権尊重の理念に基づき教育計画を編成した。	・すべての区立学校(園)が、人権尊重の理念に基づき教育計画を編成した。	A:継続して実施		ウ 性別に関係なく、人権が尊重される	オ 性別に関係なく、あらゆる分野に参画することができる	教育委員会事務局	教育指導課
73-4	児童虐待やいじめの防止に向けた取組み	男女共同参画への理解を促進し、人権尊重の精神に根ざした教育を進めるために、教職員を対象とした人権教育研修を実施し、意識を高めます。		2027	人権教育研修会の参加率 100%	・教育管理職対象の人権教育研修会への参加率100%。 ・初任者研修会や中堅教諭等資質向上研修の中で、人権教育の研修を計画的に開催。	・教育管理職対象の人権教育研修会への参加率100%。 ・初任者研修会や中堅教諭等資質向上研修の中で、人権教育の研修を計画的に開催。	A:継続して実施		ウ 性別に関係なく、人権が尊重される	キ あらゆる暴力を防止することが期待できる	教育委員会事務局	教育指導課
74-1	高齢者虐待防止に向けた取組み	高齢者虐待を防止するためのパンフレットを作成し、配布します。			-	高齢者虐待を防止するためパンフレットを3000部作成し、関係機関に配布した。	高齢者虐待を防止するためパンフレットを3000部作成し、関係機関に配布した。	A:継続して実施		ア 家庭や地域において男女共同参画意識が高まる	ウ 性別に関係なく、人権が尊重される	福祉部	高齢者支援課

No.	事業	事業概要(A)	第三次実行計画事業(B)	目標(C)		令和6年度実績(D)	(参考) 令和5年度実績(E)	令和7年度以降の取組み(予定)(G)		男女共同参画の視点でめざす効果(H)		所管部	所管
				年度	内 容			方向性	変更内容・理由等	①	②		
74-2	高齢者虐待防止に向けた取組み	介護者等による虐待に対応するためのマニュアルを見直します。			-	厚生労働省のマニュアルを合わせて、マニュアル内の虐待分類表を修正した。	要介護施設等の事業所におけるセルフ・ネグレクトへの対応について加筆した。	A:継続して実施		ク 男女共同参画推進体制の整備・充実を図ることができる	ウ 性別に関係なく、人権が尊重される	福祉部	高齢者支援課
74-3	高齢者虐待防止に向けた取組み	高齢者総合相談センターを通報・相談窓口とした体制整備を行います。			-	高齢者虐待を防止するためパンフレットを3000部作成し、関係機関に配布した。	高齢者虐待を防止するためパンフレットを3000部作成し、関係機関に配布した。	A:継続して実施		ア 家庭や地域において男女共同参画意識が高まる	ウ 性別に関係なく、人権が尊重される	福祉部	高齢者支援課
74-4	高齢者虐待防止に向けた取組み	高齢者総合相談センターを中心に関係機関が連携するための仕組みをつくります。			-	厚生労働省のマニュアルを合わせて、マニュアル内の虐待分類表を修正した。	要介護施設等の事業所におけるセルフ・ネグレクトへの対応について加筆した。	A:継続して実施		ク 男女共同参画推進体制の整備・充実を図ることができる	ウ 性別に関係なく、人権が尊重される	福祉部	高齢者支援課
74-5	高齢者虐待防止に向けた取組み	ヤングケアラーを含めた家族介護者に対する支援を行います。			-	高齢者虐待を防止するためパンフレットを3000部作成し、関係機関に配布した。	高齢者虐待を防止するためパンフレットを3000部作成し、関係機関に配布した。	A:継続して実施		ア 家庭や地域において男女共同参画意識が高まる	ウ 性別に関係なく、人権が尊重される	福祉部	高齢者支援課
74-6	高齢者虐待防止に向けた取組み	緊急保護が必要な方については、老人福祉法に基づく措置を実施する等、一時的に保護できる場所を確保します。			-	厚生労働省のマニュアルを合わせて、マニュアル内の虐待分類表を修正した。	要介護施設等の事業所におけるセルフ・ネグレクトへの対応について加筆した。	A:継続して実施		ク 男女共同参画推進体制の整備・充実を図ることができる	ウ 性別に関係なく、人権が尊重される	福祉部	高齢者支援課
74-7	高齢者虐待防止に向けた取組み	高齢者の権利擁護ネットワーク協議会を通じて、関係機関の連携体制を強化します。			-	高齢者虐待を防止するためパンフレットを3000部作成し、関係機関に配布した。	高齢者虐待を防止するためパンフレットを3000部作成し、関係機関に配布した。	A:継続して実施		ア 家庭や地域において男女共同参画意識が高まる	ウ 性別に関係なく、人権が尊重される	福祉部	高齢者支援課
75	障害者虐待防止に向けた取組み	「新宿区障害者虐待防止センター」を障害者虐待の通報窓口とし、虐待に関する相談・通報・届出に対して速やかに対応していきます。			-	厚生労働省のマニュアルを合わせて、マニュアル内の虐待分類表を修正した。	要介護施設等の事業所におけるセルフ・ネグレクトへの対応について加筆した。	A:継続して実施		ク 男女共同参画推進体制の整備・充実を図ることができる		福祉部	障害者福祉課
(2) 配偶者等からの暴力の防止に向けた取組みを推進します。													
①相談支援体制の整備													
76-1	DVに関する専門相談	配偶者等からの暴力に関する一義的な相談先として、専用ダイヤルによる相談を受け付けます。DV被害者が一人で悩むことなく相談することで、一人ひとりの状況に応じた助言を行い、被害者の安全の確保や自立のための支援に繋がります。			-	専門電話着信件数:406件 電話相談を入口とし、面接相談、シェルターへの一時保護等、転宅時・後の情報提供等を行うことで、自立への支援を行った。また区役所各課手続きのための証明書発行のため面接を実施し、被害者の安全確保のための支援を行った。	専門電話着信件数:485件 電話相談を入口とし、面接相談、シェルターへの一時保護等、転宅時・後の情報提供等を行うことで、自立への支援を行った。また区役所各課手続きのための証明書発行のため面接を実施し、被害者の安全確保のための支援を行った。	A:継続して実施		キ あらゆる暴力を防止することが期待できる		子ども家庭部	男女共同参画課
76-2	DVに関する専門相談	情報誌や広報紙、ホームページへの掲載のほか、女性トイレ個室へのステッカー貼付、リーフレット・カードの配架等により、区の専用ダイヤルのほか、国や都が行っている相談先等も広く周知し、被害者を適切な支援につなげます。			-	リーフレット及びカードによるDV相談ダイヤルの周知活動に加え、HPや区報での周知を行った。また周知用ステッカーを、庁内女性用トイレ及び多目的トイレに継続貼付した。	リーフレット及びカードによるDV相談ダイヤルの周知活動に加え、HPや区報での周知を行った。また周知用ステッカーを、庁内女性用トイレ及び多目的トイレに継続貼付した。	A:継続して実施		キ あらゆる暴力を防止することが期待できる		子ども家庭部	男女共同参画課

No.	事業	事業概要(A)	第三次実行計画事業(B)	目標(C)		令和6年度実績(D)	(参考) 令和5年度実績(E)	令和7年度以降の取組み(予定)(G)		男女共同参画の視点でめざす効果(H)		所管部	所 管
				年度	内 容			方向性	変更内容・理由等	①	②		
77-1	DVの早期発見・支援のための相談窓口の連携	庁内の相談窓口での相談をきっかけとして、早期にDVを発見し、支援につなげていくために、各相談機関と連携し、被害者の支援を行います。			-	配偶者暴力相談支援センター事業を複数課で実施し、各窓口等でDV相談を受けた際には情報共有を行った。また、実務担当者による会議の中で女性新法等の情報共有を行う等し、より迅速な被害者支援が行えるようにした。	配偶者暴力相談支援センター事業を複数課で実施し、各窓口等でDV相談を受けた際には情報共有を行った。また、実務担当者による会議の中で女性新法等の情報共有を行う等し、より迅速な被害者支援が行えるようにした。	A:継続して実施		キ あらゆる暴力を防止することが期待できる		子ども家庭部	男女共同参画課
77-2	DVの早期発見・支援のための相談窓口の連携	児童虐待とDVが相互に重複して発生することを踏まえ、子ども総合センター及び子ども家庭支援センターと連携して対応することで、DV被害者支援と併せて児童虐待防止を図ります。			-	子ども総合センター及び各子ども家庭支援センターとの情報共有や面接同席等の調整のための電話相談172件。また、保健センター等の関係機関とこまめに情報共有しDV及び児童虐待の防止に努めた。	子ども総合センター及び各子ども家庭支援センターとの情報共有や面接同席等の調整のための電話相談196件。また、保健センター等の関係機関とこまめに情報共有しDV及び児童虐待の防止に努めた。	A:継続して実施		キ あらゆる暴力を防止することが期待できる		子ども家庭部	男女共同参画課
78-1	女性への暴力に関する相談体制の整備	相談窓口の周知や相談機関と連携し、被害者が相談しやすい環境づくりを進めます。			-	・女性問題に関する相談機関連携会議を2回開催した ・DV専門相談窓口のカードやパンフレットを配布し周知した ・男女共同参画情報誌「ウィズ新宿」146号(各5,000部発行)でDV相談窓口の記事を掲載した	・女性問題に関する相談機関連携会議を2回開催した ・DV専門相談窓口のカードやパンフレットを配布し周知した ・男女共同参画情報誌「ウィズ新宿」144号(各5,000部発行)でDV相談窓口の記事を掲載した	A:継続して実施		ウ 性別に関係なく、人権が尊重される	キ あらゆる暴力を防止することが期待できる	子ども家庭部	男女共同参画課
78-2	女性への暴力に関する相談体制の整備	相談窓口の周知や相談機関と連携し、被害者が相談しやすい環境づくりを進めます。			-	窓口相談件数 夫等の暴力(DV) 56件 恋人・知人等の暴力 17件 (生活福祉課)	窓口相談件数 夫等の暴力(DV) 84件 恋人・知人等の暴力 18件 (生活福祉課)	A:継続して実施		カ 地域の安心・安全な生活の確保に向けて、男女共同参画の視点を導入できる		福祉部	生活福祉課
78-3	女性への暴力に関する相談体制の整備	相談窓口において、相談者に対する迅速で適切な対応を行います。			-	配偶者暴力相談支援センター事業を複数課で実施した。相談内容別の相談窓口一覧を記載した庁内用マニュアルを一部改訂し、DV相談窓口以外でも相談を受けた際には、迅速かつ適切に対応した。	配偶者暴力相談支援センター事業を複数課で実施した。相談内容別の相談窓口一覧を記載した庁内用マニュアルを一部改訂し、DV相談窓口以外でも相談を受けた際には、迅速かつ適切に対応した。	A:継続して実施		ウ 性別に関係なく、人権が尊重される	キ あらゆる暴力を防止することが期待できる	子ども家庭部	男女共同参画課
78-4	女性への暴力に関する相談体制の整備	相談窓口において、相談者に対する迅速で適切な対応を行います。			-	78-2にまとめて記入	78-2にまとめて記入	A:継続して実施		カ 地域の安心・安全な生活の確保に向けて、男女共同参画の視点を導入できる		福祉部	生活福祉課
78-5	女性への暴力に関する相談体制の整備	配偶者暴力相談支援センターの職員等、被害者に接する職員に対し、研修への参加促進、外部講師を招いた研修等の実施により、知識等を習得する機会を設け、人材育成を図ります。			-	外部研修参加 16回(計16名参加) 内部研修実施 3回(計33名参加) 情報交換会議等参加 3回	外部研修参加 14回(計16名参加) 内部研修実施 3回(計48名参加) 情報交換会議等参加 4回	A:継続して実施		ウ 性別に関係なく、人権が尊重される	キ あらゆる暴力を防止することが期待できる	子ども家庭部	男女共同参画課
78-6	女性への暴力に関する相談体制の整備	配偶者暴力相談支援センターの職員等、被害者に接する職員に対し、研修への参加促進、外部講師を招いた研修等の実施により、知識等を習得する機会を設け、人材育成を図ります。			-	東京都女性相談センター、東京ウィメンズプラザ等で実施する研修に参加した。	東京都女性相談センター、東京ウィメンズプラザ等で実施する研修に参加した。	A:継続して実施		カ 地域の安心・安全な生活の確保に向けて、男女共同参画の視点を導入できる		福祉部	生活福祉課

No.	事業	事業概要(A)	第三次実行計画事業(B)	目標(C)		令和6年度実績(D)	(参考) 令和5年度実績(E)	令和7年度以降の取組み(予定)(G)		男女共同参画の視点でめざす効果(H)		所管部	所 管
				年度	内 容			方向性	変更内容・理由等	①	②		
②外国人被害者への対応													
79-1	外国人被害者への対応	相談窓口の情報を多言語で提供します。			-	DV及び相談窓口についての案内文は、英語、中国語、韓国語、タイ語、ネパール語及びミャンマー語の6か国語で作成している。提示・配布等の実績はなし。	DV及び相談窓口についての案内文は、英語、中国語、韓国語、タイ語、ネパール語及びミャンマー語の6か国語で作成している。提示・配布等の実績はなし。	A:継続して実施		キ あらゆる暴力を防止することが期待できる		子ども家庭部	男女共同参画課
79-2	外国人被害者への対応	相談窓口の情報を多言語で提供します。			-	窓口相談件数 実人員30人、延べ件数172件(生活福祉課)	窓口相談件数 実人員26人、延べ件数524件(生活福祉課)	A:継続して実施		力 地域の安心・安全な生活の確保に向けて、男女共同参画の視点を導入できる		福祉部	生活福祉課
79-3	外国人被害者への対応	相談窓口の情報を多言語で提供します。			-	・外国人相談窓口を運営した。 ・テレビ通訳システムを相談時に活用した。	・外国人相談窓口を運営した。 ・テレビ通訳システムを相談時に活用した。	A:継続して実施		キ あらゆる暴力を防止することが期待できる		地域振興部	多文化共生推進課
79-4	外国人被害者への対応	相談内容を正しく理解するために相談時に通訳の確保をします。			-	タブレット端末によるテレビ通訳システム(多文化共生推進課事業)の利用:0回	タブレット端末によるテレビ通訳システム(多文化共生推進課事業)の利用:0回	A:継続して実施		キ あらゆる暴力を防止することが期待できる		子ども家庭部	男女共同参画課
79-5	外国人被害者への対応	相談内容を正しく理解するために相談時に通訳の確保をします。			-	外国語通訳実施件数 5件(生活福祉課)	外国語通訳実施件数 1件(生活福祉課)	A:継続して実施		力 地域の安心・安全な生活の確保に向けて、男女共同参画の視点を導入できる		福祉部	生活福祉課
79-6	外国人被害者への対応	相談内容を正しく理解するために相談時に通訳の確保をします。			-	79-3にまとめて記入	79-3にまとめて記入	A:継続して実施		キ あらゆる暴力を防止することが期待できる		地域振興部	多文化共生推進課
79-7	外国人被害者への対応	外国人相談窓口を運営します。			-	79-3にまとめて記入	79-3にまとめて記入	A:継続して実施		キ あらゆる暴力を防止することが期待できる		地域振興部	多文化共生推進課
③暴力の防止に向けた推進体制の整備													
80	配偶者暴力相談支援センター事業の実施	DV被害者からの相談から自立までの円滑な支援を行うために、庁内において連絡会議等を開催することでDV相談に関する連携を図ります。			-	実務担当課による「配偶者暴力相談支援センター事業連絡会議作業部会」を2回開催。都及び国の統計を含む相談件数等の共有のほか、DV相談ダイヤルやDV被害者相談対応マニュアルを一部改訂し、庁内の相談支援体制の充実を図った。	実務担当課による「配偶者暴力相談支援センター事業連絡会議作業部会」を2回開催。都及び国の統計を含む相談件数等の共有や、DV防止法の一部改正について情報共有を行った。またDV被害者相談対応マニュアルを一部改訂し、庁内の相談支援体制の充実を図った。	A:継続して実施		キ あらゆる暴力を防止することが期待できる		子ども家庭部	男女共同参画課
81	警察・東京都配偶者暴力相談支援センター等との連携	区・都の関係機関、警察、各種団体などで構成される女性問題に関する相談機関連携会議等を通して、関係機関と連携します。			-	女性問題に関する相談機関連携会議を2回開催した	女性問題に関する相談機関連携会議を2回開催した	A:継続して実施		ク 男女共同参画推進体制の整備・充実を図ることができる	キ あらゆる暴力を防止することが期待できる	子ども家庭部	男女共同参画課
82-1	国・都への要望と連携	国や都が進めることが適切な施策について、国・都に対し要望します。			-	主管課長会による情報の収集と意見の集約を行った。	主管課長会による情報の収集と意見の集約を行った。	A:継続して実施		ク 男女共同参画推進体制の整備・充実を図ることができる		子ども家庭部	男女共同参画課
82-2	国・都への要望と連携	広域的な対応ができるように、国や都と連携します。			-	82-1と同じ	82-1と同じ	A:継続して実施		ク 男女共同参画推進体制の整備・充実を図ることができる		子ども家庭部	男女共同参画課

No.	事業	事業概要(A)	第三次実行計画事業(B)	目標(C)		令和6年度実績(D)	(参考) 令和5年度実績(E)		令和7年度以降の取組み(予定)(G)		男女共同参画の視点でめざす効果(H)		所管部	所 管	
				年度	内 容		方向性	変更内容・理由等	①	②					
(3)被害者の安全確保と自立のための支援を行います。															
①被害者の安全確保															
83	女性・母子等の緊急一時保護	緊急保護を要する女性及び母子等を一時的に保護し、身体の安全の確保と自立を支援します。			-	・保護件数・緊急宿泊施設3か所(延泊) 女性 105件・ 1191泊 母子 17件・ 700泊 合計 122件・ 1,891泊	・保護件数・緊急宿泊施設3か所(延泊) 女性 82件・ 878泊 母子 18件・ 703泊 合計 100件・ 1,581泊	A.継続して実施		力 地域の安心・安全な生活の確保に向けて、男女共同参画の視点を導入できる			福祉部	生活福祉課	
②被害者の自立に向けた支援															
84	DV被害者に対する自立支援に向けた連携	DV被害者が自立して生活できるように支援し、就業促進、住宅確保、援護等に関する制度の利用のために、DV被害者からの相談に基づき証明書を発行するほか、さまざま支援を行うために、関係各課が連携して取り組んでいきます。			-	DV被害者の自立や生活再建のため、相談に応じ、利用できる制度について助言・情報提供等を行った。また、各種手続きにあたって、必要となる証明書(27件)の発行や、関係機関等への同行支援(延べ26件)を行った。 また、子ども総合センター及び各子ども家庭支援センターと連携し、児童虐待の早期対応に繋げた。 (証明書用途:保育園入園等申請2件、児童手当申請2件、医療保険1件、家庭裁判所提出2件、年金手続き2件、その他18件)	DV被害者の自立や生活再建のため、相談に応じ、利用できる制度について助言・情報提供等を行った。また、各種手続きにあたって、必要となる証明書(23件)の発行や、関係機関等への同行支援(延べ40件)を行った。 また、子ども総合センター及び各子ども家庭支援センターと連携し、児童虐待の早期対応に繋げた。 (証明書用途:保育園入園等申請5件、児童手当申請3件、医療保険3件、家庭裁判所提出2件、その他10件)	A.継続して実施		キ あらゆる暴力を防止することが期待できる			子ども家庭部	男女共同参画課	
85-1	民間団体・NPO等との連携	行政、民間団体等が連携し、被害者に対する緊急一時保護事業や被害女性への自立支援の連携体制を整備します。			-	緊急一時保護実績:3件	緊急一時保護実績:6件	A.継続して実施		キ あらゆる暴力を防止することが期待できる			子ども家庭部	男女共同参画課	
85-2	民間団体・NPO等との連携	行政、民間団体等が連携し、被害者に対する緊急一時保護事業や被害女性への自立支援の連携体制を整備します。			-	・緊急保護指定宿泊所3カ所及び東京都の施設で緊急一時保護や被害女性への自立支援を行った。	・緊急保護指定宿泊所3カ所及び東京都の施設で緊急一時保護や被害女性への自立支援を行った。	A.継続して実施		力 地域の安心・安全な生活の確保に向けて、男女共同参画の視点を導入できる			福祉部	生活福祉課	
(4)性犯罪・性暴力の撲滅に向けた取組みを推進します。															
①性犯罪・性暴力の撲滅に向けた取組みの推進															
86	性犯罪・性暴力の撲滅に向けた周知啓発	国や都が実施する痴漢撲滅キャンペーンに合わせて、性犯罪・性暴力の撲滅に向けた普及啓発を行います。			-	・6月実施の痴漢撲滅キャンペーンをホームページで周知した。 ・男女共同参画情報誌「ウイズ新宿」145号で痴漢や盗撮の被害防止の記事を掲載した	-	A.継続して実施		キ あらゆる暴力を防止することが期待できる			子ども家庭部	男女共同参画課	

No.	事業	事業概要 (A)	第三次実行計画事業 (B)	目標 (C)		令和6年度実績 (D)	(参考) 令和5年度実績 (E)	令和7年度以降の取組み(予定) (G)		男女共同参画の視点でめざす効果 (H)		所管部	所 管
				年度	内 容			方向性	変更内容・理由等	①	②		
＜ともにすすめる＞目標5 協働により計画を推進するための体制づくり													
(1) 区民や事業者、NPO等の参加により男女共同参画を推進します。													
① 区民参画による男女共同参画の推進													
87	男女共同参画推進会議の運営	男女共同参画に関する基本的な事項についての審議や、計画の実施状況を継続的に点検し、施策の方向性について提言していく男女共同参画推進会議を運営します。			-	・男女共同参画推進会議を1回開催した。 ・主に「第三次男女共同参画推進計画」の進捗状況の審議を行った。 ・進捗状況調査表に、ジェンダー主流化の実践として「男女共同参画の視点でめざす効果」の項目を追加した。	・男女共同参画推進会議を4回開催した。 ・主に「第四次男女共同参画推進計画」策定についての検討等を行った。	A:継続して実施		ク 男女共同参画推進体制の整備・充実を図ることができる		子ども家庭部	男女共同参画課
② 事業者やNPO等との協働による男女共同参画の推進													
88	しんじゅく女性団体会議等の運営	男女共同参画の推進に向けて、男女共同参画に関する意見交換等を行うため、区内で活躍する女性団体等により構成される、しんじゅく女性団体会議等を運営します。			-	・偶数月に定例会を実施し、視察、公開講座などを行った。 ・視察: 中央防波堤埋立処分場及びそなエリア東京 ・公開講座: 「アウトドアから学ぶ多様な視点で備える防災術」参加者26人 ・公開講座「災害時の人権と女性・子どもに対する暴力防止」参加者25人	・偶数月に定例会を実施し、視察、公開講座などを行った。 ・視察: 国立女性教育会館 NWEC(ヌエック)及び原爆の図丸木美術館 ・公開講座: 「子どもへの虐待がない社会をつくるために」参加者26人 ・公開講座「子ども食堂の活動から考える周囲の大人ができること」参加者25人	A:継続して実施		ア 家庭や地域において男女共同参画意識が高まる		子ども家庭部	男女共同参画課
(2) 庁内における計画の推進体制を充実します。													
① 庁内での計画推進													
89-1	男女共同参画行政推進連絡会議の運営	男女共同参画行政推進連絡会議の定期的な開催により、計画の進捗状況を確認し、新たな課題についての的確に対応していきます。			-	・男女共同参画行政推進連絡会議を1回、同幹事会を1回開催した。	・男女共同参画行政推進連絡会議を3回、同幹事会を2回開催した。	A:継続して実施		ク 男女共同参画推進体制の整備・充実を図ることができる		子ども家庭部	男女共同参画課
89-2	男女共同参画行政推進連絡会議の運営	区のあらゆる施策を男女平等の視点で点検するとともに、男女共同参画行政推進連絡会議を通して問題提起していきます。			-	89-1の実績と同様	89-1の実績と同様	A:継続して実施		ク 男女共同参画推進体制の整備・充実を図ることができる		子ども家庭部	男女共同参画課
② 計画の進捗管理													
90	男女共同参画の着実な推進	男女共同参画推進会議における、男女共同参画に関する基本的な事項についての審議、計画実施状況の点検、施策の方向性に関する提言および、男女共同参画行政推進連絡会議における計画の進捗状況確認等により、PDCAサイクルに基づく計画の進捗状況管理を適宜行います。計画の進捗状況確認にあたっては、ジェンダーも視点から個別の施策の進捗を判断します。			-	男女共同参画推進会議・行政推進連絡会議等で第三次男女共同参画推進計画の進捗状況の審議を行った。 ・進捗状況調査表に、ジェンダー主流化の実践として「男女共同参画の視点でめざす効果」の項目を追加した。	男女共同参画推進会議・行政推進連絡会議等で第三次男女共同参画推進計画の進捗状況、第四次男女共同参画推進計画策定の審議を行った	A:継続して実施		ア 家庭や地域において男女共同参画意識が高まる		子ども家庭部	男女共同参画課
(3) 国・都と連携して、男女共同参画を進めます。													
① 国・都への要望と連携の強化													
82-1 (再掲)	国・東京都への要望と連携	国や都で進めることが適切な施策について、国・都に対し要望します。			-	82-1と同じ	82-1と同じ	A:継続して実施		ク 男女共同参画推進体制の整備・充実を図ることができる		子ども家庭部	男女共同参画課

第四次男女共同参画推進計画 令和6年度指標達成状況調査票

別紙2

事業 番号		事業名	目標指標(A)	(参考)5年度末の実績(B)	6年度の実績(C)	(D) 達成状況 (6年度末 現在)	目 標(E)		年度別 目標(F)	第四次計画の 方向性等(G)	備考(H)	所管部	所管
							年度	数値等					
くともにとめあう目標1 多様な生き方をみとめあう社会づくり													
1	1	男女共同参画を推進するための講座の実施	講座の満足度	99%	96%	達成	2027	90%	-			子ども家庭部	男女共同参画課
2	2	男女平等・男女共同参画を目指した講演会の開催	男女共同参画フォーラムの企画運営への参加者数	7人	8人	未達成	2027	10人	-	フォーラム実行委員会の開催を、曜日を固定せず参加しやすい曜日に開催するなどの工夫をする。		子ども家庭部	男女共同参画課
3	6	広報や情報誌等を通じた男女平等の意識啓発	性別役割分担意識に反対する人の割合(区政モニターアンケート)	68.6%	66.4%	未達成	2027	75%	対前年度増	区の広報や情報誌・ホームページを通して、性別による役割分担意識の解消などについて意識啓発を行う。		子ども家庭部	男女共同参画課
4	12	男女共同参画に関する意識調査の実施	「男女共同参画に関する意識について」の区政モニターアンケートの実施 年1回	年1回	年1回	達成	2027	年1回	1回			総合政策部	区政情報課
5	16	若い世代に向けた意識啓発	若者対象講座の満足度	100%	87%	未達成	2027	90%	-	より一層若者の意識啓発が深まる内容となるよう、講座を行っていく		子ども家庭部	男女共同参画課
6	16	若い世代に向けた意識啓発	若者のつどいの開催	1回	1回	達成	2027	年1回	1回			子ども家庭部	男女共同参画課
7	17	男性に向けた意識啓発	男性対象講座の満足度	100%	100%	達成	2027	90%	-			子ども家庭部	男女共同参画課
8	18-1	多様な学習機会や情報の提供	入学前プログラムの実施回数	年29回	年29回	達成	2027	年29回	継続実施			教育委員会事務局	教育支援課
9	18-2	多様な学習機会や情報の提供	高齢者教養講座支援事業および広報活動支援の延べ申請事業数	9事業	12事業	達成	2027	8事業	8事業			地域振興部	生涯学習スポーツ課
10	18-3	多様な学習機会や情報の提供	生涯学習館まつりを全5館で開催	全5館で実施	全5館で実施	達成	2027	全5館で実施	全5館で実施			地域振興部	生涯学習スポーツ課
11	18-4	多様な学習機会や情報の提供	生涯学習館まつり参加団体数	148団体	164団体	達成	2027	登録団体数の30%	登録団体数の30%			地域振興部	生涯学習スポーツ課
12	24	メンタルヘルスの普及啓発とストレスマネジメント(こころの健康づくり)	睡眠で十分な休養が取れている人の割合	27.2%	70.7%	未達成	2029	80%	-	睡眠で十分な休養が取れていない人は、男性で40代、女性で30～50代と、働く世代に多いことがわかった。働く世代に対し、引き続き睡眠と休養の重要性についての啓発を重点的に行っていく。	令和5年度末の実績は、第三次男女共同参画推進計画での目標指標の「睡眠で十分な休養が取れていない人の割合」	健康部	保健予防課
13	25	身近に相談できる環境の整備	こころの問題について気軽に相談できる場所・窓口を知っている人の割合	47.7%	55.3%	未達成	2029	56%	-	「こころの問題を気軽に相談できる場所・窓口」について、知っている区民が増えていることから、今後も気軽に利用出来るように引き続きホームページやSNS等、多様な媒体やイベント等での様々な機会を通じて広く周知していく。	令和6年度第2回新宿区区政モニターアンケート報告書「こころの問題を気軽に相談できる場所・窓口について」	健康部	保健予防課
14	26	性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性についての意識啓発の推進	性と生の講座の満足度	100%	95.0%	達成	2027	90%	-			子ども家庭部	男女共同参画課
15	26	性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性についての意識啓発の推進	「性的マイノリティ(LGBT等)」という言葉を知っている人の割合(区政モニターアンケート)	87.9%	85.6%	未達成	2027	95%	対前年度増	区の広報や情報誌・ホームページを通して、性の多様性などについての理解促進を行う。		子ども家庭部	男女共同参画課

第四次男女共同参画推進計画 令和6年度指標達成状況調査票

別紙2

事業 番号	事業名	目標指標(A)	(参考)5年度末の実績(B)	6年度の実績(C)	(D) 達成状況 (6年度末 現在)	目 標(E)		年度別 目標(F)	第四次計画の 方向性等(G)	備考(H)	所管部	所管
						年度	数値等					
くともにささえあう目標2 ワーク・ライフ・バランスと働き方改革の推進												
16	30	ワーク・ライフ・バランスセミナー、勉強会の開催	ワーク・ライフ・バランスセミナー、勉強会の実施回数	年6回(各3回)	年6回(各3回)	達成	2027	年6回	各年度6回		子ども家庭部	男女共同参画課
17	31	ワーク・ライフ・バランスの普及啓発	「ワーク・ライフ・バランス」という言葉を知っている人の割合(区政モニターアンケート)	71.6%	73.7%	達成	2027	75%	対前年度増		子ども家庭部	男女共同参画課
18	32-1	ワーク・ライフ・バランス推進企業の認定	ワーク・ライフ・バランス推進企業、宣言企業の認定企業数	年8社	年7社	未達成	2027	年20社 推進企業 年5社 推進宣言企業 年15社	各年度年20社 推進企業 年5社 推進宣言企業 年15社	国・都が実施している男性育休取得促進の支援制度を踏まえて、ワーク・ライフ・バランス認定制度事業の見直しを行った。	子ども家庭部	男女共同参画課
19	32-2	ワーク・ライフ・バランス推進企業の認定	ワーク・ライフ・バランス推進宣言企業から推進認定企業へステップアップした企業数	0社	0社	未達成	2027	年1社	各年度1社	国・都が実施している男性育休取得促進の支援制度を踏まえて、ワーク・ライフ・バランス認定制度事業の見直しを行った。	子ども家庭部	男女共同参画課
20	34	ワーク・ライフ・バランス推進優良企業表彰	ワーク・ライフ・バランス推進認定企業から表彰企業になった企業数	2社	2社	達成	2023	年2社	各年度2社		子ども家庭部	男女共同参画課
21	35	働き方による不利益を解消するためのしくみづくり	ワーク・ライフ・バランスセミナー、勉強会の実施回数	年6回(各3回)	年6回(各3回)	達成	2027	年6回	各年度6回		子ども家庭部	男女共同参画課
22	40	区職員に対するハラスメント防止体制の強化	セクシュアル・ハラスメントに関する事故件数	0件	0件	達成	2027	0件	0件		教育委員会事務局	教育指導課
23	40	区職員に対するハラスメント防止体制の強化	服務事故防止研修の実施	すべての区立学校で実施	すべての区立学校で実施	達成	2027	すべての区立学校で実施	すべての区立学校で実施		教育委員会事務局	教育指導課
24	41	保育基盤整備の推進	保育所持機児童数	0人	0人	達成	2027	0人	-		子ども家庭部	保育課
25	42	学童クラブの定員拡充	学童クラブ定員数	2,147人	2,405人	達成	2027	2,658人	令和6年度末 2,405人 令和7年度末 2,578人 令和8年度末 2,658人		子ども家庭部	子育て支援課
26	42	学童クラブの定員拡充	学童クラブ利用者アンケートの満足度	96.0%	95.8%	達成	2027	90%	各年度90%		子ども家庭部	子育て支援課
27	48	妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援	産後ケア事業利用者へのアンケートで利用前に期待していたことが「達成できた」と回答した割合	ショートステイ型:98.2% デイサービス型:100% アウトリーチ型:98.9%	ショートステイ型:97.0% デイサービス型:98.6% アウトリーチ型:100.%	達成	2027	95%	-		健康部、子ども家庭部	健康づくり課、子ども相談支援課
28	53	介護保険サービスの基盤整備	小規模多機能型居宅介護等の登録定員数	9所 241人	9所 241人	未達成	2026	10所 270人	-	・令和7年度1所整備予定	福祉部	介護保険課
29	53	介護保険サービスの基盤整備	認知症高齢者グループホームの定員数	12所 198人	12所 198人	未達成	2026	15所 270人	-	・令和7年度1所整備予定 ・整備に至っていない2所については令和7年度も引続き公募を実施	福祉部	介護保険課
30	53	介護保険サービスの基盤整備	ショートステイの定員数	12所 119人	12所 119人	達成	2026	12所 119人	-		福祉部	介護保険課
31	53	介護保険サービスの基盤整備	区内特別養護老人ホームの定員数	10所 762人	10所 762人	達成	2026	10所 762人	-		福祉部	介護保険課

第四次男女共同参画推進計画 令和6年度指標達成状況調査票

別紙2

事業番号	事業名	目標指標(A)	(参考)5年度末の実績(B)	6年度の実績(C)	(D) 達成状況 (6年度末現在)	目 標(E)		年度別 目標(F)	第四次計画の 方向性等(G)	備考(H)	所管部	所管
						年度	数値等					
《ともにかがやく》目標3 あらゆる場面における男女共同参画の推進												
32	54	女性の就職・再就職の支援	働く女性応援講座満足度	100%	100%	達成	2027	90%	-		子ども家庭部	男女共同参画課
33	57	ひとり親家庭への支援	ひとり親家庭自立支援促進事業における就労支援により、就労形態が正規の職員または常勤となった者の割合	25.0%	60.0%	達成	2027	50%	-		子ども家庭部	児童育成担当課
34	58	区の審議会等における女性委員の割合	審議会等における女性委員の比率	36.2%	37.0%	未達成	2027	40%	-	引き続き男女比率の平準化に努める。	子ども家庭部	男女共同参画課
35	60	政策・方針決定過程への女性職員の参画の推進	部長級に占める女性職員の割合	8.0% (再任用フルタイム職員を含む)	11.1% (再任用フルタイム職員を含む)	未達成	2027	20%	-	女性職員の昇任意欲向上のための取組を検討・実施していく。	総務部	人事課
36	60	政策・方針決定過程への女性職員の参画の推進	課長級に占める女性職員の割合	23.8% (再任用フルタイム職員を含む)	25.3% (再任用フルタイム職員を含む)	未達成	2027	30%	-	女性職員の昇任意欲向上のための取組を検討・実施していく。	総務部	人事課
37	60	政策・方針決定過程への女性職員の参画の推進	課長補佐に占める女性職員割合	28.8% (再任用フルタイム職員を含む)	31.1% (再任用フルタイム職員を含む)	未達成	2027	35%	-	女性職員の昇任意欲向上のための取組を検討・実施していく。	総務部	人事課
38	60	政策・方針決定過程への女性職員の参画の推進	係長職・主査に占める女性職員の割合	46.6% (再任用フルタイム職員を含む)	46.3% (再任用フルタイム職員を含む)	未達成	2027	50%	-	女性職員の昇任意欲向上のための取組を検討・実施していく。	総務部	人事課
39	63	家庭・地域団体に対する多様な学習機会や情報の提供	高齢者教養講座支援事業および広報活動支援の延べ申請事業数	18-2と同じ	18-2と同じ	達成	2027	8事業	8事業		地域振興部	生涯学習スポーツ課
40	63	家庭・地域団体に対する多様な学習機会や情報の提供	生涯学習館まつりを全5館で開催	18-3と同じ	18-3と同じ	達成	2027	全5館で実施	全5館で実施		地域振興部	生涯学習スポーツ課
41	63	家庭・地域団体に対する多様な学習機会や情報の提供	生涯学習館まつり参加団体数	18-4と同じ	18-4と同じ	達成	2027	登録団体数の30%	登録団体数の30%		地域振興部	生涯学習スポーツ課
42	65	男女共同参画の視点からの教育活動の編成	人権尊重の考え方に基づく教育課程の編成	100%	100%	達成	2027	すべての区立学校で実施	-		教育委員会事務局	教育指導課
43	66	適切な進路指導の徹底	進路指導主任会の開催	4回	4回	達成	2027	4回	4回		教育委員会事務局	教育指導課
44	69	男女平等教育研修の充実	人権教育研修会の参加率	100%	100%	達成	2027	100%	-		教育委員会事務局	教育指導課
《ともにおもいやる》目標4 人権の尊重と配偶者等からの暴力のない社会の実現												
45	70	「女性の人権」に関する意識の向上	講座アンケートにおける満足度	99.0%	96.0%	達成	2027	90%	-		子ども家庭部	男女共同参画課
46	71	配偶者等からの暴力の防止に関する理解の促進	DVIに関する認識度(区政モニターアンケート)	75.6%	77.6%	達成	2027	80%	対前年度増		子ども家庭部	男女共同参画課
47	73	児童虐待やいじめの防止に向けた取組み	人権教育研修会の参加率	100%	100%	達成	2027	100%	-		教育委員会事務局	教育指導課

達成件数	
達成	32
未達成	15
—	0